

# 足立区一般廃棄物処理基本計画（第2次）

（平成18年度～32年度）

平成18年11月

足立区



## 目 次

|      |                      |    |
|------|----------------------|----|
| 第1部  | 計画策定の趣旨              | 1  |
| 1    | 計画の目的                | 1  |
| 2    | 計画の位置づけ              | 1  |
| 3    | 計画期間                 | 2  |
| 4    | 本計画の構成               | 2  |
| 第2部  | 足立区の地域特性             | 5  |
| 1    | 位置と面積                | 5  |
| 2    | 人口の動向                | 5  |
| 3    | 産業の動向                | 7  |
| 第3部  | 足立区における清掃行政の動向       | 9  |
| 1    | 清掃行政の沿革              | 9  |
| 2    | 足立区のごみ処理の現状          | 11 |
| 3    | 足立区のリサイクルの現状         | 22 |
| 4    | ごみ量推計                | 27 |
| 5    | 現状における課題             | 29 |
| 第4部  | ごみ処理基本計画             | 32 |
| 第5部  | 生活排水処理基本計画           | 39 |
| 1    | 生活排水の現状              | 39 |
| 2    | 基本方針                 | 40 |
| 3    | 基本計画                 | 41 |
| 参考資料 |                      | 43 |
|      | 足立区清掃事業関連施設          | 43 |
|      | 足立区清掃事業年表            | 44 |
|      | 足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例 | 45 |



## 第1部 計画策定の趣旨

### 1 計画の目的

本計画は、足立区の向こう15年先を視野に入れた、一般廃棄物（ごみ及び生活排水）処理のための長期計画です。

平成12年度、東京都から23特別区に清掃事業が移管される際、足立区では、「足立区一般廃棄物処理基本計画（平成12年度～23年度）」を策定して、足立区の地域特性を踏まえつつ、清掃事業を東京都から円滑に引き継ぐことを基本に、清掃事業を「廃棄物処理事業」から「資源循環型清掃・リサイクル事業」に転換するための方向性を示しました。

その後、国においては循環型社会形成推進基本法や各種リサイクル法の公布・施行、都においては東京都廃棄物処理計画の策定、東京二十三区清掃一部事務組合においては一般廃棄物処理基本計画を改訂するなど、廃棄物処理行政をめぐる情勢は目まぐるしく変化してきました。

一方、足立区においては、平成16年10月「足立区基本構想」を策定して、「さまざまな区民・団体・企業と区などが協働して、住み・働き・学び・活動する『力強い足立区』をめざす」ことを、区の基本理念として掲げています。

本計画では、上で述べた諸事情の変化を踏まえ、「循環型社会の形成」を推進することを目的としています。

### 2 計画の位置づけ

#### （1）法的な位置づけ

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和46年9月施行。以下「廃棄物処理法」という。）では、一般廃棄物の処理は基本的に市町村の責務であると規定されています。そのため、市町村は区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下、「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければなりません。

一般廃棄物処理計画には、廃棄物の処理に関する基本的な事項を定める長期的な「基本計画」と、基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める「実施計画」があります。この計画は、一般廃棄物処理基本計画にあたります。

#### （2）各計画との関連

「足立区基本構想」では、「協働で築く力強い足立区の実現」を基本理念として、「環境重視への意識改革と実践」を環境政策の目標に掲げています。具体的には、ごみの発生を抑制し環境負荷の少ない循環型社会の形成を目標としています。そのために、区民のライフスタイルそのものを転換するとともに、責任と費用分担をルール化し、市場経済にリサイクルの仕組みを組み込んでいくとしています。この計画は、上位計画の基本構想に示された目標と方針を実践していくための具体的施策を定めていきます。

また、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成 7 年 6 月制定。平成 9 年 4 月一部施行。平成 12 年 4 月完全施行。以下「容器包装リサイクル法」という。）に基づく「足立区分別収集計画（平成 18 年度～22 年度）」（平成 17 年 6 月策定）や、東京二十三区清掃一部事務組合の「一般廃棄物処理基本計画」（平成 17 年 6 月策定）等、関連する様々な計画との整合を図っていきます。

本計画と他計画との関連を図 1 に示します。

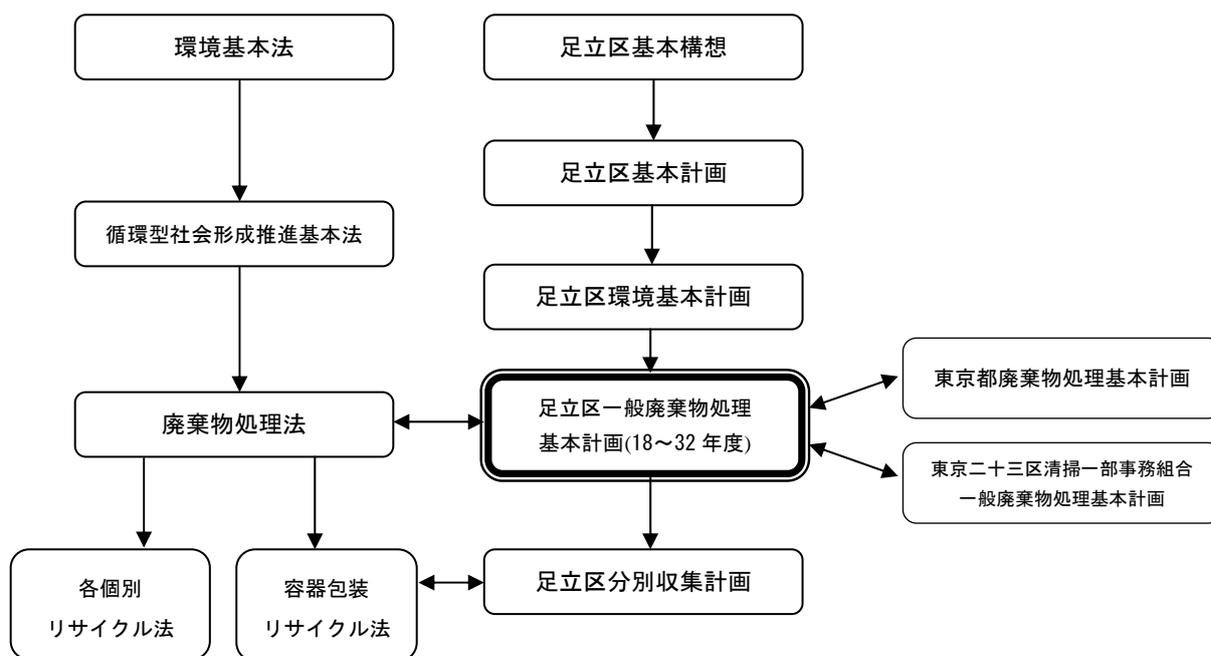


図 1 足立区一般廃棄物処理基本計画と他計画等との関連

### 3 計画期間

この計画は、東京二十三区清掃一部事務組合の「一般廃棄物処理基本計画」の目標年次である平成 32 年度に合わせて、平成 18 年度から平成 32 年度の 15 年間を計画期間とします。なお、計画は 5 年ごとに見直すほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行います。

### 4 本計画の構成

第 1 部「計画策定の趣旨」では、計画の目的や位置づけなどについて明らかにし、法的な位置づけ及び他計画との関連を示します。

第 2 部「足立区の地域特性」では、一般廃棄物処理基本計画策定の前提となる人口動態や商工

業の状況について概観します。

第3部「足立区における清掃行政の動向」では、我が国の清掃行政や清掃事業移管の歴史を紹介し、足立区の清掃事業及びリサイクル事業の現状を明らかにしたうえで、今後様々な施策を推進していくうえで考慮しなければならない課題を抽出します。また、今後足立区が施策を展開するために必要な基礎データとして、ごみの組成割合とごみ量の将来推計を示します。

第4部「ごみ処理基本計画」では、足立区が計画期間に実施する様々な施策を体系化し、施策の概念を示します。

第5部「生活排水処理基本計画」では、し尿及び生活雑排水の処理について示します。



## 第2部 足立区の地域特性

### 1 位置と面積

足立区は、東京 23 区の最北端に位置し、東は中川をはさんで・飾区、南は・飾区・墨田区・荒川区、西は隅田川をはさんで北区に接し、さらに北は新芝川・毛長川・綾瀬川等を境にして、埼玉県川口市・鳩ヶ谷市・草加市・八潮市と接しています。都心部からの距離は 10km 程度であるため、住宅地が区の大勢を形成しています。

地勢は東西約 11km、南北約 9km で扇状の形をしています。面積は、平成 16 年 10 月 1 日現在、53. 20k m<sup>2</sup>で、東京都の総面積 (2187. 09k m<sup>2</sup>) の約 2. 4%、23 区の総面積 (621. 49k m<sup>2</sup>) の約 8. 6% を占め、23 区中では大田区・世田谷区について 3 番目に広い区です。

### 2 人口の動向

足立区の総人口は、平成 18 年 1 月 1 日現在、645, 770 人で、東京都の総人口 (12, 611, 677 人) の約 5. 1%、23 区の総人口 (8, 549, 896 人) の約 7. 6% を占め、23 区中では世田谷区・練馬区・大田区・江戸川区について 5 番目に人口が多い区です。世帯数は 296, 811 世帯で、1 世帯当たりの人数は、2. 18 人です。

足立区は、都心部からほど近い住宅地として発展したため、人口が増加して、平成 5 年に 646, 395 人となってピークを迎えました。その後はわずかに減少しましたが、ここ数年は、つくばエクスプレスの開業や日暮里舎人線の建設工事にもとない、マンション等の開発が盛んになり人口が再び増加する傾向にあり、微増で推移しています (図 2-1)。今後の人口予測は、平成 24 年度の約 66 万人をピークとして、日本全体での人口減少傾向の影響を受け、緩やかに減少していくと予想されます。世帯数については昭和 50 年に 19 万 6 千世帯で 1 世帯当たりの人数が 3. 1 人でしたが、単身者世帯の増加により平成 2 年には 24 万 2 千世帯 (1 世帯当たりの人数 2. 7 人)、平成 18 年には 29 万 7 千世帯となっています。

また、65 歳以上の高齢者人口の増加が顕著で、平成 2 年には約 5. 6 万人 (総人口の約 8. 9%) でしたが、平成 17 年には約 11. 7 万人 (総人口の約 18. 7%) となり、それにもとない年少人口 (0 歳から 14 歳)、生産人口 (15 歳から 64 歳) の減少が認められます。とりわけ年少人口の減少が顕著に現れています (図 2-2)。

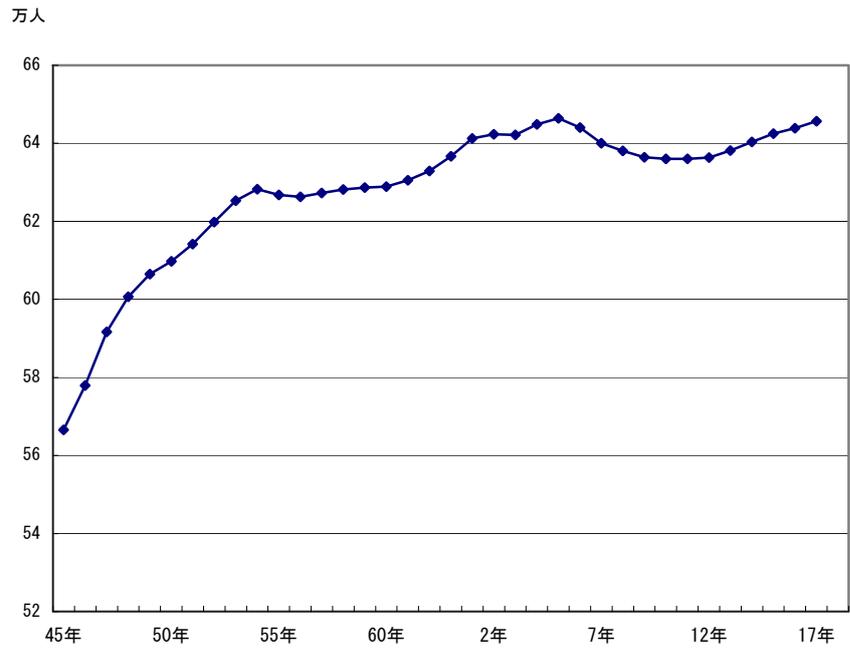


図 2-1 足立区の人口の動向

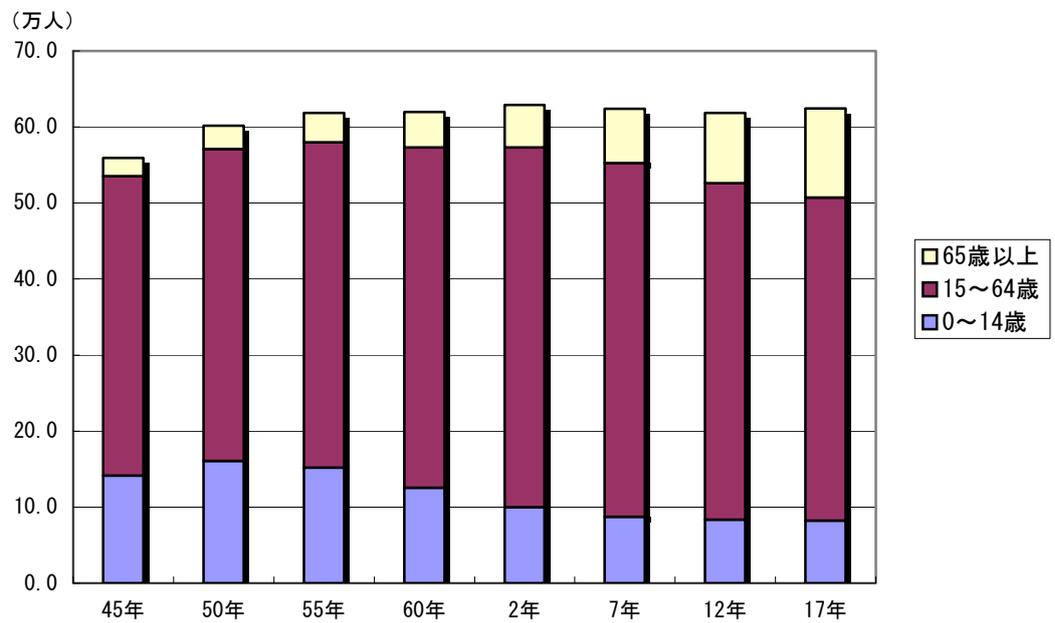


図 2-2 足立区の年齢（3区分）別人口の推移

### 3 産業の動向

平成 13 年 10 月 1 日現在の区内事業所数は、28,985 所で、産業分類別で見ると、最も多いのが卸売・小売業の 7,741 所（26.7%）、次いで製造業の 5,303 所（18.3%）、サービス業の 3,807 所（13.1%）となっています。23 区全体との比較では、第 2 次産業の建設業や製造業、第 3 次産業の運輸業といった業態で 23 区平均値に比べて 2.4 ポイントから 7.1 ポイント上回っています。その一方で、第 3 次産業の不動産業、飲食店・宿泊業、サービス業といった業態で 23 区平均値に比べて 2.4 ポイントから 6.7 ポイント下回っています（図 2-3）。

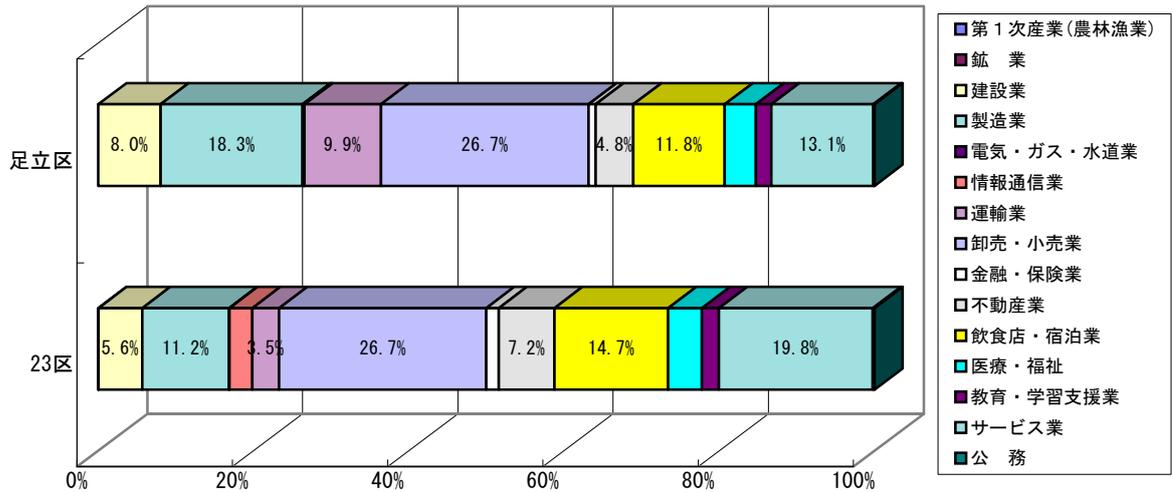


図 2-3 足立区内事業所の業態別事業所数の比率  
 (「平成 13 年事業所・企業統計 (新産業分類)」による)

また、事業所を従業員規模別で見ると、1~4 人の小規模事業所が全体の 67.3%と約 2/3 を占めています。23 区全体の 1~4 人の小規模事業所割合 57.7%に比べて約 10 ポイント高くなっています（図 2-4）。

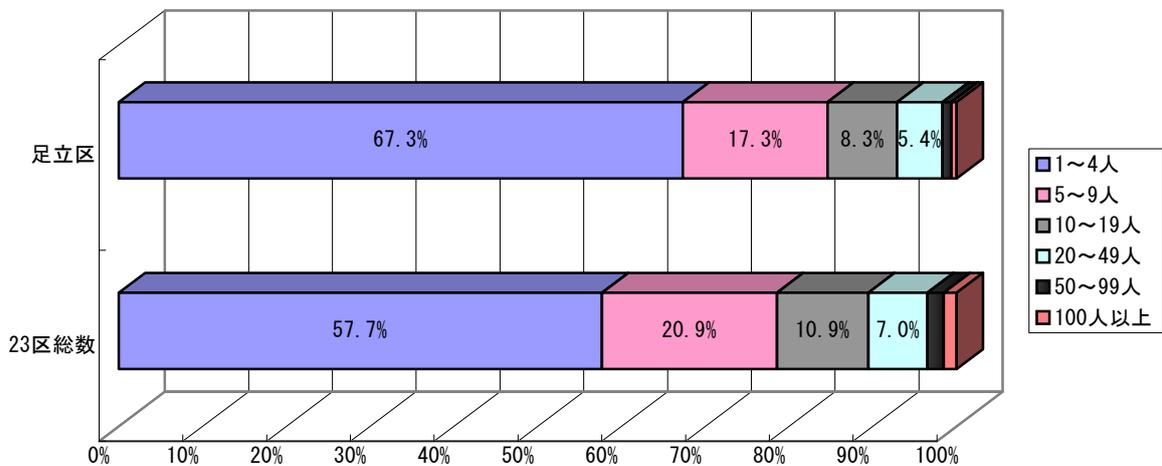


図 2-4 足立区内事業所の従業員規模別事業所数の比率  
 (「平成 13 年事業所・企業統計 (新産業分類)」による)



## 第3部 足立区における清掃行政の動向

### 1 清掃行政の沿革

#### (1) 我が国の清掃行政の歴史

我が国で初めて制定された清掃関連の法律は、「汚物掃除法」(明治33年(1900年))です。この法律は、コレラや腸チフスなどの伝染病を防止する「公衆衛生」の向上を目的として制定されました。その後、第二次大戦後の復興を経て、人口増加の著しい都市部ではごみ処理が大きな問題となり、昭和29年には、生活環境を清潔にするという観点を加えた「清掃法」が制定されました。

昭和30年代からはじまる高度経済成長と人口の都市集中は、ごみ量の増加やごみ質の多様化をもたらし、その結果、旧来のごみ処理施設では対応しきれず生活環境汚染を引き起こしました。このようなごみ問題の変化に対応するため、昭和45年「清掃法」の全面改正が行われ、「廃棄物処理法」が制定されました。この法律の施行にともない、一般廃棄物と産業廃棄物の区分、事業者の処理責任など、現行の清掃行政の枠組みができあがりました。

その後、社会経済情勢は大きく変化し、核家族化の進展や未婚率の上昇等により世帯数が増加しました。世帯数の増加は1世帯当たりのごみ量の増加を招きました。また、便利で豊かな生活を求めようという人々の欲求が使い捨て商品を生み、商品寿命の短命化をも引き起こしました。そのため、ごみ量は極度に増加して、全国的規模でごみ処理体制(中間処理施設・最終処分場)に大きな影響を及ぼしました。

また、地球規模で化石燃料をはじめとする資源の枯渇の問題が叫ばれ、省エネルギーやリサイクルの重要性が主張されるようになり、これまでの衛生面の向上といった身近な生活環境の改善を目的とした清掃行政だけでなく、「ごみの発生抑制、排出抑制、再資源化」という地球規模の環境改善を目的としたリサイクル清掃行政が求められるようになりました。

このような状況を踏まえて、国は平成3年に、排出抑制、分別、再資源化を進めるため「廃棄物処理法」を大幅に改正して、「再生資源の利用の促進に関する法律」(平成3年10月施行)を制定しました。この中で、廃棄物を適正に処理して、環境の保全や公衆衛生の向上を図るという考え方に加えて、リサイクルの概念が法に位置づけられました。

その後、「循環型社会形成推進基本法」をはじめとする各種リサイクル法が制定され、ごみ処理については自治体だけでなく、それを製造する事業者、使用する消費者も一定の役割を分かちあって、社会全体がごみを減らしていくことが求められるようになりました。

#### (2) 東京都等の清掃行政の動向

平成18年2月、東京都廃棄物審議会は、「東京都廃棄物処理計画の改定について 中間のまとめ」を作成しました。その中で、発生抑制・リサイクル(省資源化)の促進を図るための施策の一つとして、区部埋立処分量の重量ベースで3割、容積ベースで半分を占める廃プラスチックの発生抑制・リサイクルの促進について、「マテリアルリサイクル※を一層徹底」し、「資源の保全、環境への負荷、経済性の面でマテリアルリサイクルに適さない場合には、清掃工場における発電

や冷暖房用の熱源等に活用する取組（サーマルリサイクル）を進めていくべきである」として、廃プラスチックが貴重な資源であり、「埋立不適物」とであると位置づけています。

また、ごみの発生抑制に経済的な動機付けの考え方を取り入れ、有効な手法の一つとして家庭ごみ有料化をあげ、その具体的導入方法、あわせて講じる施策やごみの減量効果などを調査・分析し、区市町村に対して、必要となる情報を提供していくとしています。

一方、東京 23 区部の清掃工場を管理運営している東京二十三区清掃一部事務組合は、平成 18 年 1 月一般廃棄物処理基本計画を策定しました。その中で、「循環型ごみ処理システムの推進」を基本的考え方として、「資源・エネルギー回収の徹底」「環境負荷の低減」「最終処分量の最小化」を目標として掲げています。

本計画は、これら国や東京都の廃棄物処理の基本方針やごみの中間処理を担う東京二十三区清掃一部事務組合が策定した一般廃棄物処理基本計画と整合性を保って策定しています。

※ プラスチックのマテリアルリサイクル

使用済みのプラスチックを細かく破碎した上で、溶かすなどして、もう一度プラスチック製品に再生して利用する方法で、材料リサイクルとも呼ばれています。プラスチックのリサイクル手法には、これ以外にケミカルリサイクル（プラスチックが炭素と水素からできていることを利用し、熱や圧力を加えて、元の石油や基礎化学原料に戻してから、再生利用する方法）、サーマルリサイクルがあります。

## 2 足立区のごみ処理の現状

### (1) ごみの流れ

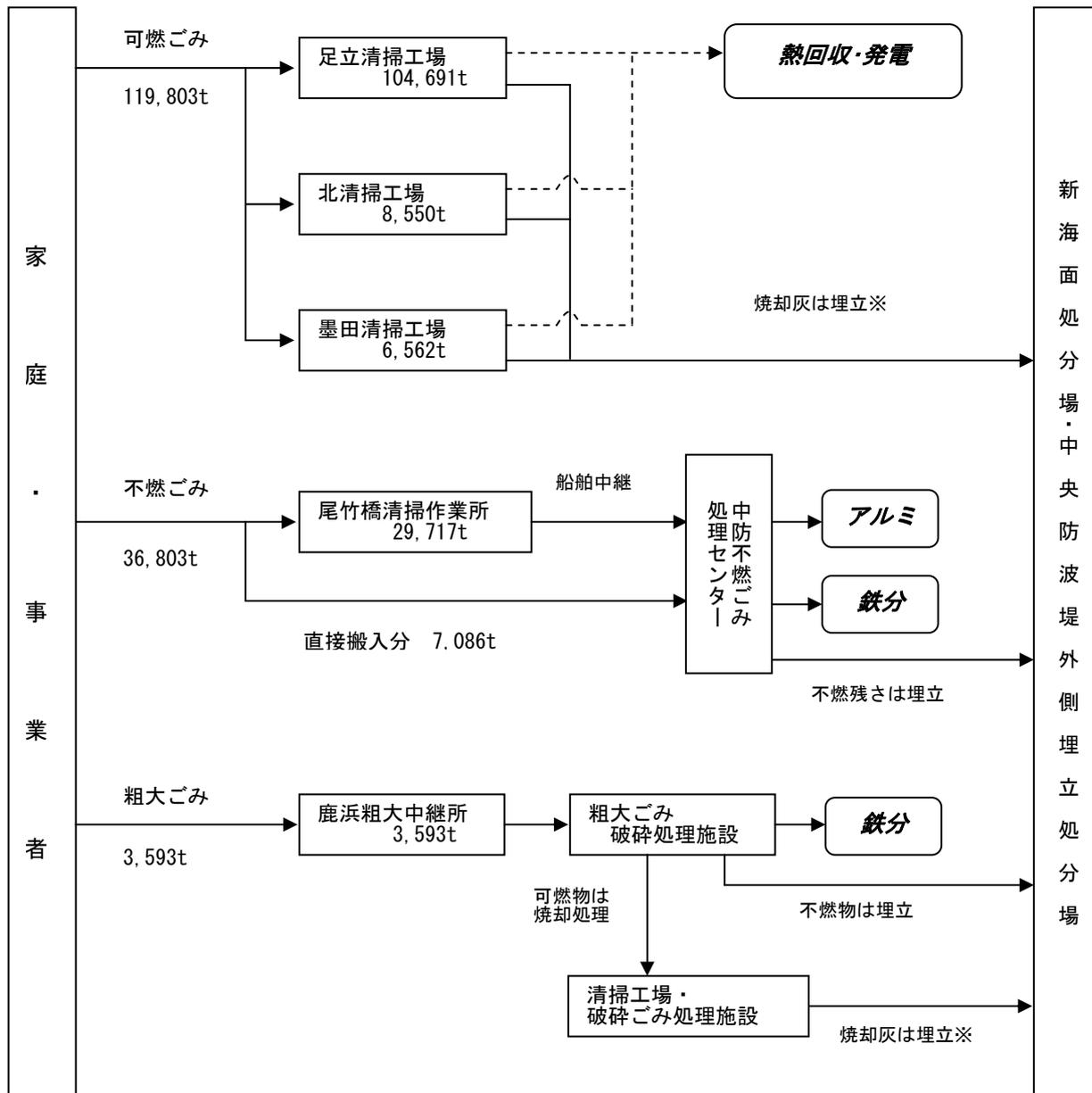
図 3-1 が、平成 17 年度に足立区内で発生したごみの処理の流れを示したものです。ごみの収集運搬は足立区が実施しています。収集運搬したごみの中間処理は東京二十三区清掃一部事務組合が行い、最終埋立処分は東京都に委託しています。

可燃ごみは、その大半が区内の足立清掃工場で焼却されていますが、千住地域のごみは墨田清掃工場、区西部では一部が北清掃工場で焼却されています。(平成 18 年中に・飾清掃工場が竣工して稼動開始した後は、綾瀬川以东のごみの大半を搬入する予定です。) なお、足立清掃工場では可燃ごみを焼却した後に発生する焼却灰を 1,200℃以上の高温で熔融してスラグ化し、容積を約半分にしています。このため、最終処分場を長く使用できるようになります。また、スラグは砂の代替材料として使用可能なので、道路のアスファルト舗装材等として有効利用の促進をしています。

不燃ごみは、約 80%が荒川区の船積中継所(尾竹橋清掃作業所)を経て船舶輸送で、約 20%が直接陸送で、中防不燃ごみ処理センターに持ち込んで破碎減容処理され、鉄類、アルミ類については選別回収してリサイクルしています。

粗大ごみは、中継所(鹿浜粗大中継所)を経て陸送して、粗大ごみ破碎処理施設で破碎され、鉄類は回収してリサイクルします。可燃物は清掃工場や破碎ごみ処理施設で焼却しています。

中間処理によって減量・減容化された焼却灰や熔融スラグ、不燃ごみ及び粗大ごみの処理残さは、東京港にある新海面埋立処分場に埋め立てています。



※ 焼却灰の一部は灰溶融施設で減容化されます。

単位：トン

(数値は平成 17 年度実績)

図 3-1 足立区におけるごみ処理の流れ

## (2) 足立区におけるごみ量の推移

図 3-2 に、平成元年以降の足立区のごみ量の推移を示します。

足立区で発生するごみ量の合計は、平成元年度の 273,454 トン／年をピークに減少して、平成 11 年度は 199,561 トン／年で最も減少しました。その後わずかながら増加傾向となり、平成 17 年度は 218,022 トン／年のごみが発生しています。

区収集ごみは、平成元年度の 230,493 トン／年以降減少しています。特に、平成 11 年度は前年度比約 2 万トンと大きく減少して約 16 万トン／年となりましたが、それ以降は横ばい傾向にあります。一方、持込ごみは、平成 7 年の 32,237 トン／年が最も少なく、その後横ばい傾向で推移しましたが、平成 12 年度から増加傾向にあります。事業系一般廃棄物で構成されている持込ごみの量は、景気動向の変動により大きく左右されます。近年見られる持込ごみの増加傾向の背景には景気が上向き傾向であることなども原因と考えられます。

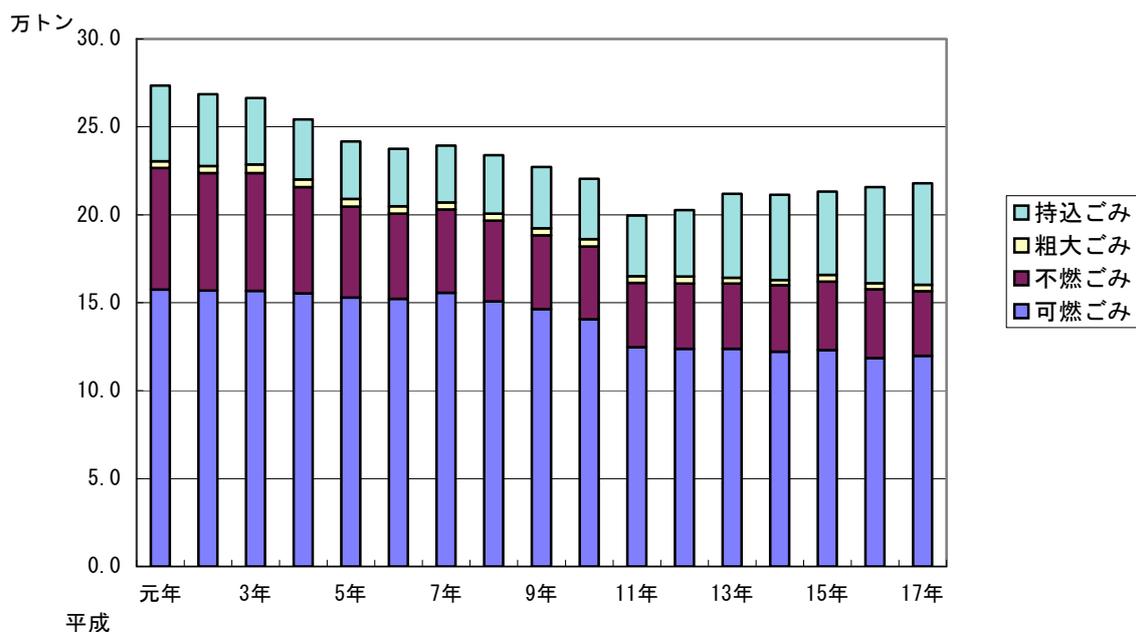


図 3-2 足立区におけるごみ量の推移

(3) 足立区民1人当たりが排出するごみ量

図3-3は、足立区民1人が1日に排出するごみ量を示したグラフです。

事業系ごみを除いた区民1人当たりのごみ排出量(区収集の可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの合計)は、平成元年度以降は景気の低迷を原因として、平成11年度以降は資源回収の拡充により減少し続けて、平成17年度は680gです。一方、事業系ごみ(持込ごみ)を含めたごみ排出量は、平成11年度が860gで最も少なくなりましたが、その後上向きつつある景気の影響を受けて微増の傾向を示して、平成17年度には925gになっています。

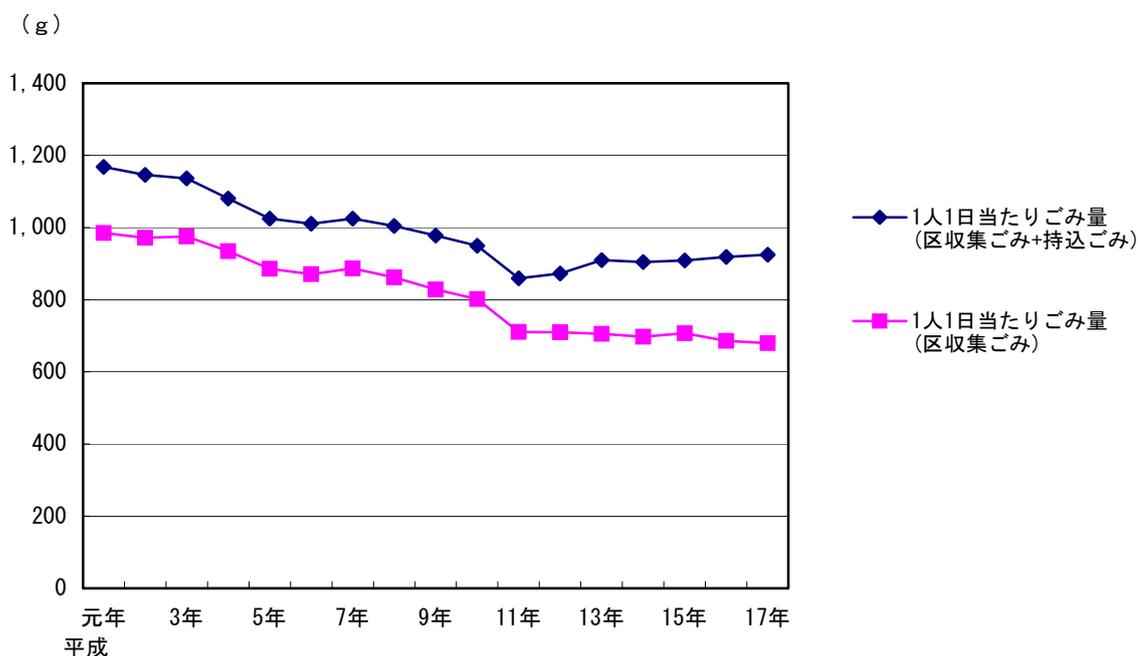


図3-3 足立区民1人1日当たりのごみ排出量の推移

#### (4) ごみ質

##### ①家庭ごみの組成

区内の家庭から出るごみの組成割合は図 3-4 に示すとおりです。最も多いのは厨芥で全体の48.0%を占め、次いで紙類 25.6%、プラスチック 12.0%、草木 6.4%になっています。このうち、厨芥・紙類・草木は清掃工場焼却処理され、プラスチックは直接埋め立てられています。

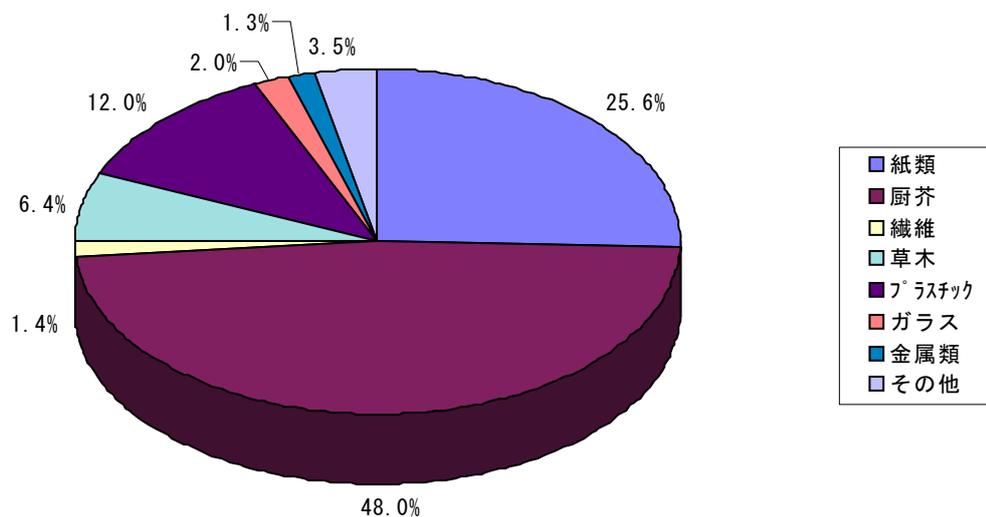


図 3-4 区内の家庭から出るごみの組成割合

##### ②事業系ごみの組成

区内の中小事業所から出るごみの組成割合は図 3-5 に示すとおりです。家庭ごみ同様、厨芥ごみが最も多く 31.6%、次いで紙類 24.8%、プラスチック 18.5%、草木 11.3%の順です。

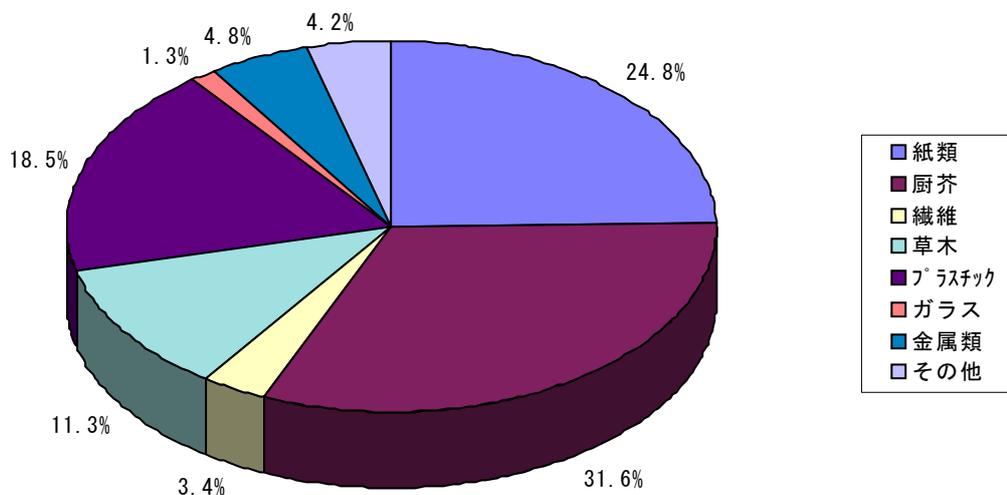


図 3-5 区内の中小事業所から出るごみの組成割合

(5) 排出

家庭ごみ及び小規模事業者（日量 50kg 未満を排出する事業者）の排出する事業系ごみは、区が直接収集しています。日量 50kg 以上を排出する事業者の事業系ごみは、自己持込、あるいは一般廃棄物処理業者または産業廃棄物処理業者により収集されています。

①分別区分及び収集回数

足立区におけるごみの分別区分は、可燃ごみ、不燃ごみ、資源、家庭系粗大ごみの 4 区分です。収集回数は可燃ごみが週 2 回、不燃ごみと資源が週 1 回です。家庭系粗大ごみは事前予約制で粗大ごみ受付センター等に電話で申し込みが必要です。可燃ごみ、不燃ごみ、資源の収集は、月曜日から土曜日に実施しています。一方、家庭系粗大ごみは、日曜日にも収集を行っています。

ごみの排出方法は、ポリバケツなどのごみ容器による排出が原則ですが、共働きや単身者等でごみ容器による排出が困難な世帯では、可燃ごみについては東京 23 区推奨袋で、不燃ごみについては中身の見える透明度の高い袋で排出することもできます。また、資源については、品目により排出方法が異なります（表 3-1）。

| 区分                     | 収集回数   | 排出方法  | 品目  |
|------------------------|--|---|---|
| 可燃ごみ<br>(家庭系)<br>(事業系) | 週 2 回  | 容器排出が原則<br>(推奨袋での排出も可能)   | 生ごみ、紙くず、木くずなど<br>複合素材のうち、紙おむつ、生理用品、<br>トランプ・カード類、カタログ類、混<br>紡衣類、化学ぞうきん、たばこのフィル<br>ターなど      |
| 不燃ごみ<br>(家庭系)<br>(事業系) | 週 1 回  | 容器排出が原則<br>(中身の見える透明度の高い袋<br>での排出も可能)   | 金属、ガラス、陶磁器、プラスチック、<br>ゴム、皮革など<br>複合素材のうち、携帯用カイロなど   |
| 資源<br>(家庭系)<br>(事業系)   | 週 1 回  | 古紙は種類別に分けてしぼる。<br>びん・缶はコンテナに入れる。<br>ペットボトルはコンテナかネット<br>袋に入れる。<br>(事業系のびん・缶・ペットボト<br>ルは、種類別に分けて中身の見<br>える透明度の高い袋で排出す<br>る) | 古紙類（新聞、雑誌類、段ボール、紙<br>パック）<br>びん類（飲料びん、食用びん）<br>缶類（飲料缶、食用缶）<br>ペットボトル（飲料ペットボトル、食<br>用ペットボトル） |
| 粗大ごみ<br>(家庭系)          | 事前<br>申込制  | 有料粗大ごみ処理券を貼付して<br>玄関先等に出す   | 家具・家電製品など、おおむね 30cm<br>角以上のもの   |
| あわせ産廃<br>(事業系)         | 一般廃棄物の処理またはその処理施設の機能に支障が生じない範囲において、<br>家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物とあわせて収集する。 |   |   |

表 3-1 現行のごみ分別区分

なお、表 3-2 に示すような有害性のあるもの、危険性のあるもの、著しく悪臭を発するものなどは取り扱っていません。

| 内 容                           | 例 示  |
|-------------------------------|--|
| 有害性のあるもの、危険性のあるもの、著しく悪臭を発するもの | ガスボンベ等（プロパンガス、アセチレンガス、酸素、水素）、石油類（ガソリン、軽油、灯油、ベンジン、シンナー、塗料、エンジンオイル、ブレーキオイル等）、工業薬品（塩酸、硫酸、硝酸、クロム等）、花火、印刷用インク、マッチ、現像液、自動車用燃料添加剤、バッテリーなど |
| 家電リサイクル法対象品目                  | テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン   |
| 資源有効利用促進法対象品目                 | 家庭系パソコン  |
| その他                           | 自動車、オートバイ、タイヤ、ピアノ、消火器、金庫、薬品類など   |

表 3-2 区が取り扱わないもの

#### ②事業系一般廃棄物の処理基準

事業系ごみについては、排出する事業者が自らの責任で処理しなければなりません。しかし、小規模事業者等で、このような自己処理を直ちに行うことが不可能な場合には、区が家庭ごみの収集に支障のない範囲で収集すると定めています。そのため現行では、日量 50kg 未満を排出する事業者に対しては、有料ごみ処理券を貼ったうえで集積所に排出することを認め、それ以外の事業所に対しては、自己持込あるいは一般廃棄物処理業者により収集することとしています。

#### ③あわせ産業廃棄物

小規模事業者等の排出する産業廃棄物も、一般廃棄物の処理または処理施設の機能に支障が生じない範囲で、次の条件をすべて満たす場合に限って収集しています。

○廃プラスチック類（原則としてプラスチック製造業及びプラスチック加工業から排出されるものを除く。）、紙くず、木くず、金属くず（廃油等が付着しているものを除く。）、ガラスくず及び金属くず

#### ④ごみ処理手数料

表 3-3 に、ごみ処理手数料を示します。

家庭ごみの収集は無料ですが、家庭系粗大ごみなどの臨時ごみや 1 日 10kg を超える家庭ごみは、ごみ処理手数料を徴収しています。手数料は 1kg につき 28.5 円で、家庭系粗大ごみについては品目別に定められています。

事業系ごみは、すべて有料で収集しています。これは、事業者処理責任の徹底を図るとともに、ごみの排出抑制・再利用・資源化を促進する減量化施策の一つで、ごみ量に応じた排出者間の負担の公平性を確保することを目的としています。日量 50kg 未満を排出する小規模事業者については、有料ごみ処理券を貼って集積所に排出することを認めています。手数料は 1kg につき 28.5

円（ただし、有料ごみ処理券を貼って排出するときは10リットルまでごとに54円）で、有料ごみ処理券の価格は表3-4に示すように定められています。一方、持込ごみの処理手数料は1kgにつき12.5円を東京二十三区清掃一部事務組合が徴収し、最終処分場に運搬したときは1kgにつき9.5円を（東京都に委託して）区が徴収しています。

| 区分                  |       | 手数料   |                            |
|---------------------|-------|---|----------------------------|
| 区で収集する場合            | 事業系ごみ | 1kgにつき28.5円<br>(有料ごみ処理券を貼付して排出するときは、10リットルまでごとに54円)   |                            |
|                     |       | 臨時ごみ  | 1kgにつき28.5円                |
|                     | 家庭ごみ  | 1日10kgを超えるごみ  | 1kgにつき28.5円                |
|                     |       | 臨時ごみ  | 1kgにつき28.5円<br>粗大ごみは品目別手数料 |
| 自分でごみを直接処理施設へ持ち込む場合 |       | 1kgにつき12.5円<br>(東京二十三区清掃一部事務組合が徴収)<br>ただし、最終処分場に運搬したときは、1kgにつき9.5円(区が徴収。ただし、臨時持込分は東京都に委託して徴収) |                            |

表3-3 ごみ処理手数料

|                           |                     |        |
|---------------------------|---------------------|--------|
| 特大・70ℓ相当<br>(不燃専用・茶色)     | 1セット5枚<br>(1枚378円)  | 1,890円 |
| 大・45ℓ相当<br>(可燃用・不燃用共用・青色) | 1セット10枚<br>(1枚243円) | 2,430円 |
| 中・20ℓ相当<br>(可燃用・不燃用共用・赤色) | 1セット10枚<br>(1枚108円) | 1,080円 |
| 小・10ℓ相当<br>(可燃用・不燃用共用・黄色) | 1セット10枚<br>(1枚54円)  | 540円   |

表3-4 有料ごみ処理券の価格表

#### (6) 収集・運搬

ごみの収集・運搬は、直営車両と雇上（ようじょう）車両によって行われています。雇上車両とは民間企業から車両と運転手を雇い上げている車両です。

不燃ごみについては、中央防波堤内側埋立地内の中防不燃ごみ処理センターに効率的に運搬するため、荒川区にある尾竹橋清掃作業所で船舶に積み込み、運搬しています。

粗大ごみも、中央防波堤内側埋立地内にある粗大ごみ破碎処理施設に効率的に運搬するため、

小型ダンプ車で収集した後、鹿浜粗大中継所で大型車に積み替えして運搬しています。

(7) 中間処理

①可燃ごみ

足立清掃工場は、ダイオキシン類対策等のためプラント更新工事を行い、平成 17 年 3 月から、日量処理能力 700 トンで稼働しています。このプラント更新工事にあわせて灰溶融施設（処理能力 130 トン/日）を整備し、焼却灰の減容処理を行っています。足立清掃工場の概要は、表 3-5 のとおりです。

|       |         |   |
|-------|---------|---|
| 工期    | 着工      | 平成 11 年 12 月                              |
|       | 竣工      | 平成 17 年 3 月                               |
| 敷地面積  |         | 約 34,000 m <sup>2</sup>                   |
| 建設費   |         | 28,035 百万円                                |
| ごみ焼却炉 | 炉型式     | 荏原 HPCC 型                                 |
|       | 設計最高発熱量 | 12,100KJ/kg                               |
|       | 焼却能力    | 700t/日 (350t/日 × 2 炉)                     |
| 灰溶融炉  | 炉型式     | プラズマ式（電気式）                                |
|       | 規模      | 130t/日 (65t/日 × 2)                        |
| 発電    | 発電出力    | 16,200Kw                                  |
|       | 熱供給先    | スイムスポーツセンター<br>老人会館<br>東伊興生活館<br>足立西清掃事務所 |

表 3-5 足立清掃工場の概要

②不燃ごみ・粗大ごみ

不燃ごみは、中央防波堤内側埋立地内の中防不燃ごみ処理センターで破碎・減容化されています。中防不燃ごみ処理センターでは、鉄・アルミの回収を行っています。

粗大ごみは、粗大ごみ破碎処理施設で破碎・減容化された後、可燃物は清掃工場で焼却されています。粗大ごみ破碎処理施設では、鉄分の回収を行っています。

(8) 最終処分

焼却灰や不燃ごみの処理残さ（ガラス、金属、プラスチックなど）は、東京港の中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場に埋立処分しています（図3-6）。

埋立に際しては、環境面への影響に配慮して、ごみ3mに50cmの覆土をするサンドイッチ工法等による飛散防止策や薬剤散布による害虫等の駆除を行っています。埋立処分場からの浸出水は、中央防波堤内側埋立地に設置した排水処理場で排水処理した後、砂町水処理センターで処理しています。

また、中央防波堤内側埋立地では、発生するメタンガスを有効利用して発電を行っています。

中央防波堤外側埋立処分場、並びに新海面処分場は、東京港内の最後の埋立処分場です。この最終処分場を1日でも長く使用していくためには、今後ごみの減量・減容化に真剣に取り組んでいかなければなりません。

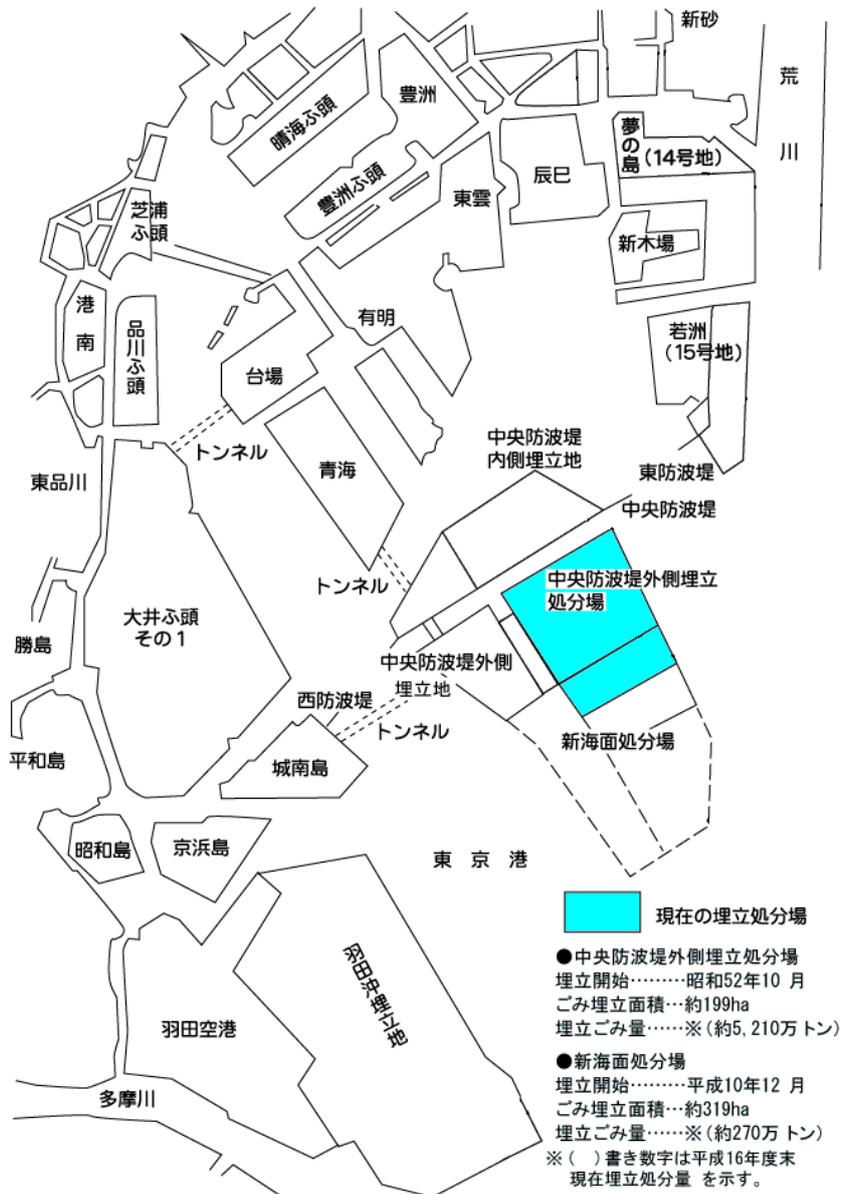


図3-6 焼却灰や不燃ごみの最終処分場

(9) ごみ処理経費

平成元年度から平成 16 年度までの、23 区ごみ処理原価の推移は、図 3-7 に示すとおりです。平成元年度には 43,335 円/トであったごみ処理原価は、平成 9 年度には 6 万円を超えるまで増加しましたが、平成 16 年度には 56,491 円/トまで減少しました。このごみ処理原価の内訳は表 3-6 に示すとおりで、収集・運搬部門が 37,111 円/トで全体の約 2/3、積替・中継・中間処理・最終処分が 19,380 円/トで全体の約 1/3 を占めています。

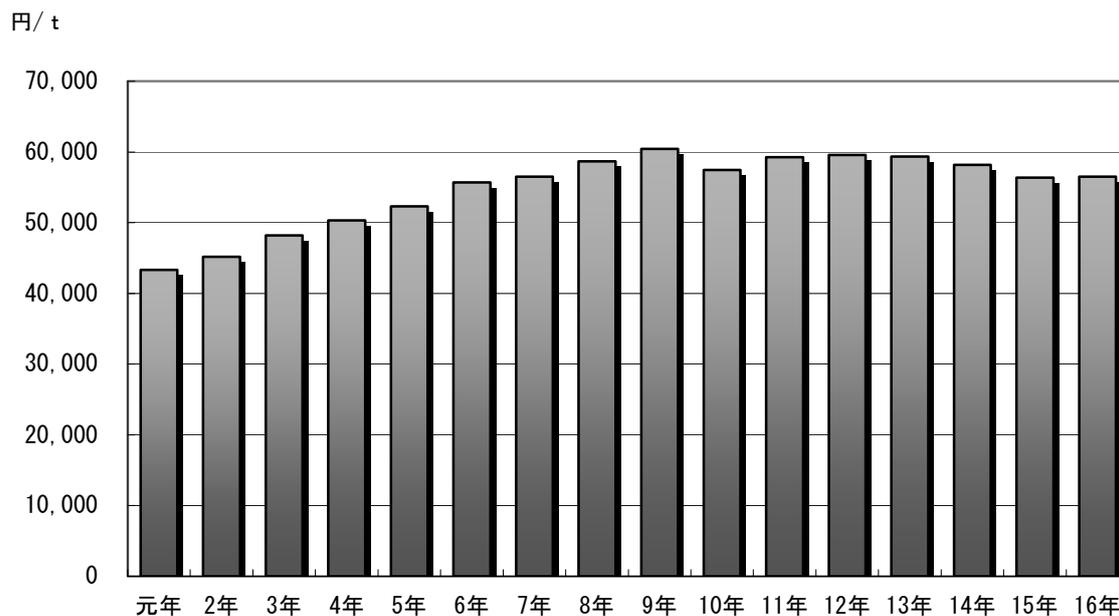


図 3-7 東京 23 区のごみ処理原価の推移

| 部門    | 処理経費(千円)    | 処理量(ト)    | 原価(円/ト) | 原価(円/kg) |
|-------|-------------|-----------|---------|----------|
| 収集・運搬 | 84,083,763  | 2,265,730 | 37,111  | 37.1 円   |
| 処理・処分 | 72,495,647  | 3,740,785 | 19,380  | 19.4 円   |
| 合計    | 156,579,410 |           | 56,491  | 56.5 円   |

表 3-6 部門別ごみ処理原価 (平成 16 年度)

### 3 足立区のリサイクルの現状

足立区では、リサイクル事業を積極的に推進するため平成4年度にリサイクル推進課を設置し、集団回収支援事業や公共施設等における資源（紙パックや乾電池）の拠点回収事業や増加するペットボトルのモデル回収事業を実施してきました。

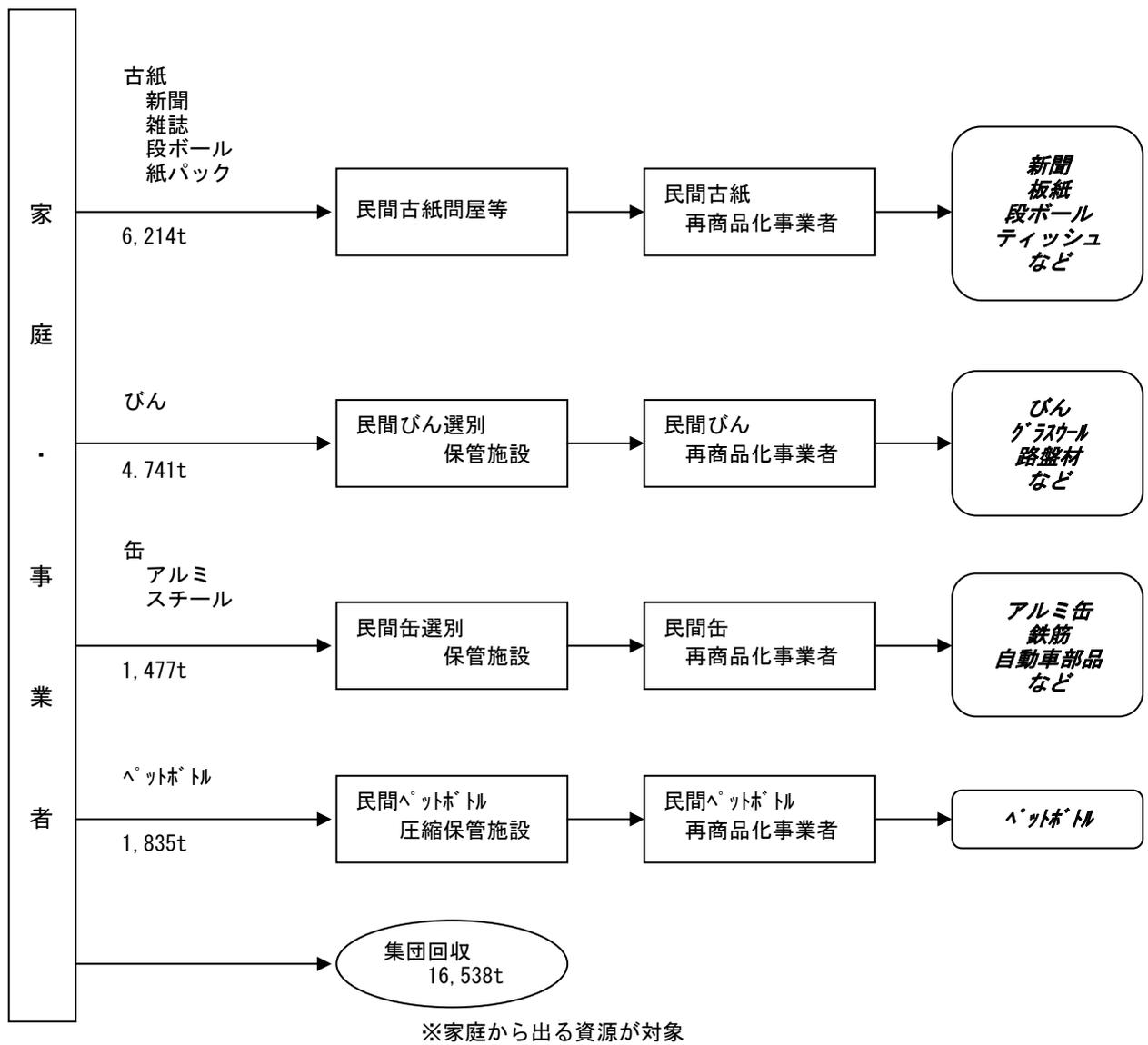
一方、東京都では平成4年10月から足立区内全域のごみ集積所で古紙、びん、缶を月2回収集する資源ごみ収集モデル事業を開始しました。平成9年6月からは週1回の古紙、びん、缶類の資源回収を一部地域で先行実施し、平成11年2月には、これを区内全域に拡大しました。また、使用量が急増したペットボトルについては、平成9年4月からコンビニエンスストアやスーパー等における店頭回収事業を開始しました。

平成12年度、清掃事業が東京都から23区に移管されるにあたって、足立区は、東京都が進めてきたリサイクル事業を基本的に引き継ぎ、区が実施してきた集団回収事業や公共施設回収事業等の充実を図り、リサイクル施策を総合的に実施する役割を担うこととなりました。そして、拠点回収だったペットボトルや紙パックの回収を区内全域の集積所で実施するなどの事業の充実に努めてきました。

#### （1）資源のリサイクルの流れ

図3-8が、足立区内から発生する資源のリサイクル処理の流れを示したものです。現在、足立区では資源を4品目（古紙、びん、缶、ペットボトル）に分類して、それぞれ品目別に回収しています。回収運搬は足立区が委託した民間業者が実施し、平成17年度の回収実績は14,266tです。回収運搬した資源は、品目別に区が委託した民間保管施設に一時保管した後、再商品化事業者へ運搬し、様々な製品に生まれ変わります。具体的には、古紙については新聞・板紙・段ボール・ティッシュペーパー等へ、びんについては色別に飲料用びんやガラスウール・路盤材等へ、缶についてはアルミ缶や鉄筋等へ、ペットボトルはペットボトルにリサイクルされます。

一方、町会・自治会等が主体となって家庭から排出される資源を回収して、民間の資源化事業者に引き渡す集団回収事業も実施されて、平成17年度の回収実績は16,538tです。区では、集団回収を実施している団体に対して、1kg当り6円の報奨金を支給してリサイクル活動の支援をしています。



単位：トン

(数値は平成17年度実績)

図3-8 足立区における資源リサイクルの流れ

## (2) 資源回収量

### ①資源回収量の推移

平成4年度から平成17年度までの足立区の資源回収量（行政回収と集団回収の合計）の推移を示したのが、図3-9です。平成4年度に14,378トン／年であった回収量は、資源の分別回収事業の拡充や集団回収事業の拡大により増加して、平成13年度がピークで35,413トン／年になり、約10年間で約2.5倍に増加しました。その後は資源の抜き取り行為等の影響により回収量が減少し、平成17年度は30,805トン／年でした。

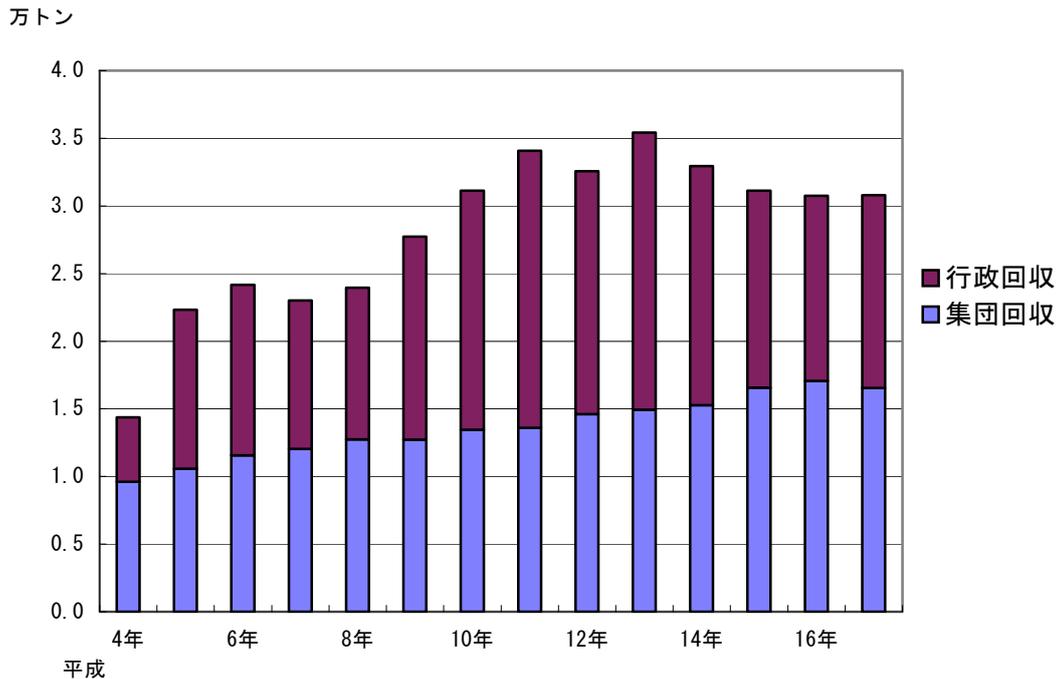


図3-9 足立区における資源の行政回収量と集団回収量の推移

### ②回収形態別のリサイクル量

表3-7に、平成17年度の形態別・品目別の資源回収量を示します。回収形態別では、行政回収が46.3%、集団回収が53.7%になっています。週1回の古紙、びん、缶類の行政回収が開始された平成9年頃、行政回収と集団回収の構成比は、6:4でしたが、徐々に集団回収量が増加して、平成15年度には集団回収量が行政回収量を上回るようになりました。集団回収が循環型社会を形成する上で重要な役割を担っていることがうかがえます。品目別では、古紙類が約2万2,000トンで72.2%を占め、次いでびん類が約4,800トンで15.5%となっています。

単位：トン

|        | 行政回収   |        | 集団回収   |        | 合計     |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|        | 回収量    | 構成比    | 回収量    | 構成比    | 回収量    | 構成比    |
| 新聞     | 973    | 6.8%   | 10,616 | 64.2%  | 11,589 | 37.6%  |
| 雑誌     | 2,796  | 19.6%  | 3,386  | 20.5%  | 6,182  | 20.1%  |
| 段ボール   | 2,434  | 17.1%  | 2,022  | 12.2%  | 4,456  | 14.5%  |
| 紙パック   | 12     | 0.1%   | 2      | 0.0%   | 14     | 0.0%   |
| その他紙類  | —      | —      | 3      | 0.0%   | 3      | 0.0%   |
| 金属類    | 1,477  | 10.4%  | 331    | 2.0%   | 1,808  | 5.9%   |
| びん     | 4,741  | 33.2%  | 40     | 0.2%   | 4,781  | 15.5%  |
| 古布     | —      | —      | 138    | 0.8%   | 138    | 0.4%   |
| ペットボトル | 1,835  | 12.9%  | —      | —      | 1,835  | 6.0%   |
| その他    | —      | —      | 1      | 0.0%   | 1      | 0.0%   |
| 合計     | 14,266 | 100.0% | 16,538 | 100.0% | 30,805 | 100.0% |
|        | 46.3%  |        | 53.7%  |        | 100.0% |        |

※端数処理の関係で各項目の和と合計の値が一致しない場合があります。

表 3-7 回収形態別・品目別リサイクル量(平成 17 年度)

### (3) 資源化の推進

#### ①分別回収

平成 4 年 10 月から、東京都は足立区内全域の集積所で月 2 回の資源ごみ収集モデル事業を経た後、平成 11 年 2 月から、週 1 回の古紙(新聞、雑誌類、段ボール)、びん、缶類の資源回収を実施しています。足立区もこの事業を引き継ぎ、平成 17 年 4 月には、ペットボトル、紙パックを資源の分別回収品目に追加するなど、資源化の推進に努めています。

#### ②集団回収

平成 4 年度から、集団回収実施団体に対して、資源 1kg 当り 6 円の報奨金を支給し、また、機材の提供等を行い、団体の活動を支援しています。清掃事業が区に移管された平成 12 年度には、登録団体は 641 団体でしたが、平成 18 年 3 月の登録団体は 768 団体に増加しています。

#### ③店頭回収

東京 23 区では、平成 9 年 4 月から、ペットボトルの店頭回収を実施しています。スーパーやコンビニエンスストア等の小売店は、店頭回収ボックスを設置してペットボトルを回収し、回収拠点からの運搬と再商品化を足立区が行っています。区内では、313 店が設置協力店として登録しています(平成 18 年 3 月現在)。ペットボトルの店頭回収事業は、平成 17 年 4 月の集積所における分別回収事業開始後も継続しています。

### (4) 普及啓発

#### ①普及啓発の拠点(足立区リサイクルセンター「あだち再生館」)

平成 9 年 9 月に、区民のリサイクル意識啓発の拠点として開設しました(表 3-8)。現在センターの事業は、環境保全・資源循環型社会の実現を目的として設立された NPO 法人あだち環

境・リサイクル協会により運営され、3 R※の普及啓発を主軸とし、ごみ減量に関する講演会、環境講座、各種教室、イベントの開催、不用品の有効利用などを実施しています。

※ 「3 R」とは「リデュース (Reduce) =資源の消費を減らして、ごみを出す量を減らすこと、リユース (Reuse) =使えるものは何回も繰り返し使うこと、リサイクル (Recycle) =使えなくなったら原材料として再生利用すること」を指した言葉で、地球環境問題を考え、循環型社会を形成していく上で、わたしたちが取り組んでいくべき行動を表したキーワードです。

#### ②ごみ減量・リサイクル推進店（「Rのお店」登録・公表）

ごみ減量やリサイクル活動を推進している小売店を「R（リサイクル）のお店」として登録・公表して、事業者への啓発と区民のリサイクルに向けた消費者行動を促進しています。現在の登録店舗数は73店です。

#### ③生ごみ処理機・コンポスト化容器購入費補助

平成5年度から、区民が生ごみ処理機・コンポスト化容器を購入する際に、補助金を交付しています。補助金額は購入金額の1/2で、平成18年度から25,000円を上限としています。平成17年度までの累積助成数は1,526件です。

#### ④環境学習会の開催

正しいごみと資源の出し方を理解してもらったり、ごみ問題に関心を持ってもらうことを目的として、小・中学生を対象に、清掃事務所の担当職員が講師となって、ごみや資源の処理方法やリサイクルの流れについて説明する環境学習会を開催しています。

#### ⑤その他普及啓発活動

- 3 R普及啓発用冊子の作成・配布
- 3 Rフェアの開催
- 各種イベントでの普及・啓発
- 小・中学校、町会・自治会における3 Rに関する出張講座

| 項目   | 内容   |
|------|--|
| 所在地  | 足立区中央本町2-9-1   |
| 延床面積 | 1,433㎡   |
| 事業内容 | 環境や3 Rに関する情報の収集・提供<br>環境や3 Rに関する講演会や講座・教室の企画・運営<br>保育園、小・中学校、町会、自治会等の環境・リサイクル講座<br>フリーマーケットの開催<br>啓発用再生品等の展示<br>不用品交換情報の提供<br>リサイクルショップの運営 |

表3-8 足立区リサイクルセンター「あだち再生館」の概要

## 4 ごみ量推計

### (1) ごみ排出量の予測

今後のごみ排出量予測値は、表 3-9、図 3-10 に示すとおりです。区収集ごみについては、人口減少が見込まれることから微減する傾向が予測されます。その内訳を見ると、可燃ごみについては、平成 20 年度のサーマルリサイクル実施にともない一時的に増加しますが、その後は単身世帯数の増加やライフスタイルの変化を反映して、排出量が徐々に減少して平成 32 年度には 12.6 万トンになります。不燃ごみの排出量は、サーマルリサイクルによる一時的減少の後、微減して 2.3 万トンになると予測されます。粗大ごみについては、顕著な増減傾向は見られません。また、持込みごみ量は、景気の回復動向に影響されて、近年増加傾向にあります。今後この傾向が継続すると仮定すると、平成 32 年度には 6.9 万トンまで増加すると予測されます。

単位：万トン

|       | 18年  | 19年  | 20年  | 21年  | 22年  | 23年  | 24年  | 25年  | 26年  | 27年  | 28年  | 29年  | 30年  | 31年  | 32年  |      |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 区収集ごみ | 可燃ごみ | 11.8 | 11.7 | 13.1 | 13.1 | 13.1 | 13.0 | 13.0 | 13.0 | 12.9 | 12.8 | 12.8 | 12.8 | 12.8 | 12.7 | 12.6 |
|       | 不燃ごみ | 4.0  | 4.1  | 2.5  | 2.5  | 2.5  | 2.5  | 2.5  | 2.4  | 2.4  | 2.4  | 2.4  | 2.4  | 2.4  | 2.4  | 2.3  |
|       | 粗大ごみ | 0.3  | 0.3  | 0.3  | 0.3  | 0.3  | 0.3  | 0.3  | 0.3  | 0.3  | 0.3  | 0.3  | 0.3  | 0.3  | 0.3  | 0.3  |
| 持込みごみ | 5.2  | 5.4  | 5.4  | 5.6  | 5.7  | 5.8  | 6.0  | 6.1  | 6.2  | 6.3  | 6.4  | 6.5  | 6.7  | 6.8  | 6.9  |      |
| 合計    | 21.3 | 21.5 | 21.3 | 21.5 | 21.6 | 21.6 | 21.8 | 21.8 | 21.8 | 21.8 | 21.9 | 22.0 | 22.1 | 22.2 | 22.1 |      |

※平成 20 年度以降は、プラスチック等のサーマルリサイクル実施によるごみ量変化の要素を盛り込んだ。

表 3-9 足立区におけるごみ排出量予測

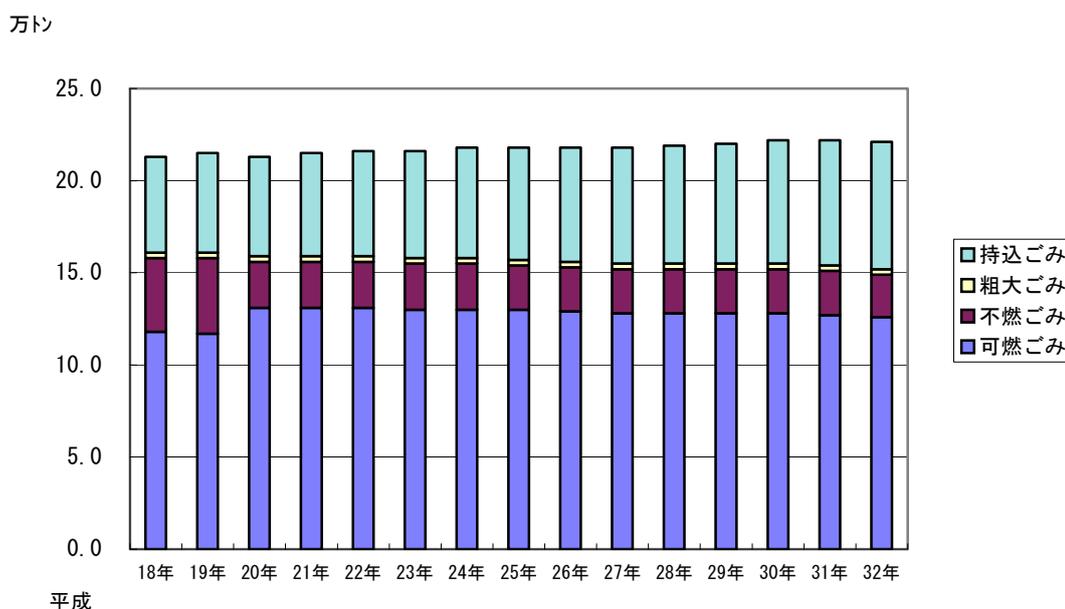


図 3-10 足立区におけるごみ排出量予測

(2) 資源回収量の予測

資源回収の予測予測値は、表 3-10、図 3-11 に示すとおりです。行政回収量は、ほぼ横ばいの傾向で、最終年度である平成 32 年度の回収量は 1.5 万トと予測されます。一方、集団回収量は、登録団体数が増加傾向にあることから、今後も増加して、最終年度である平成 32 年度には 2.3 万トになると予測されます。

単位：万ト

|       | 18年 | 19年 | 20年 | 21年 | 22年 | 23年 | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 31年 | 32年 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 行政回収量 | 1.4 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 |
| 集団回収量 | 1.8 | 1.8 | 1.8 | 1.9 | 1.9 | 1.9 | 2.0 | 2.0 | 2.1 | 2.1 | 2.1 | 2.2 | 2.2 | 2.3 | 2.3 |
| 合計    | 3.2 | 3.3 | 3.3 | 3.4 | 3.4 | 3.4 | 3.5 | 3.5 | 3.6 | 3.6 | 3.6 | 3.7 | 3.7 | 3.8 | 3.8 |

表 3-10 足立区における資源回収量予測

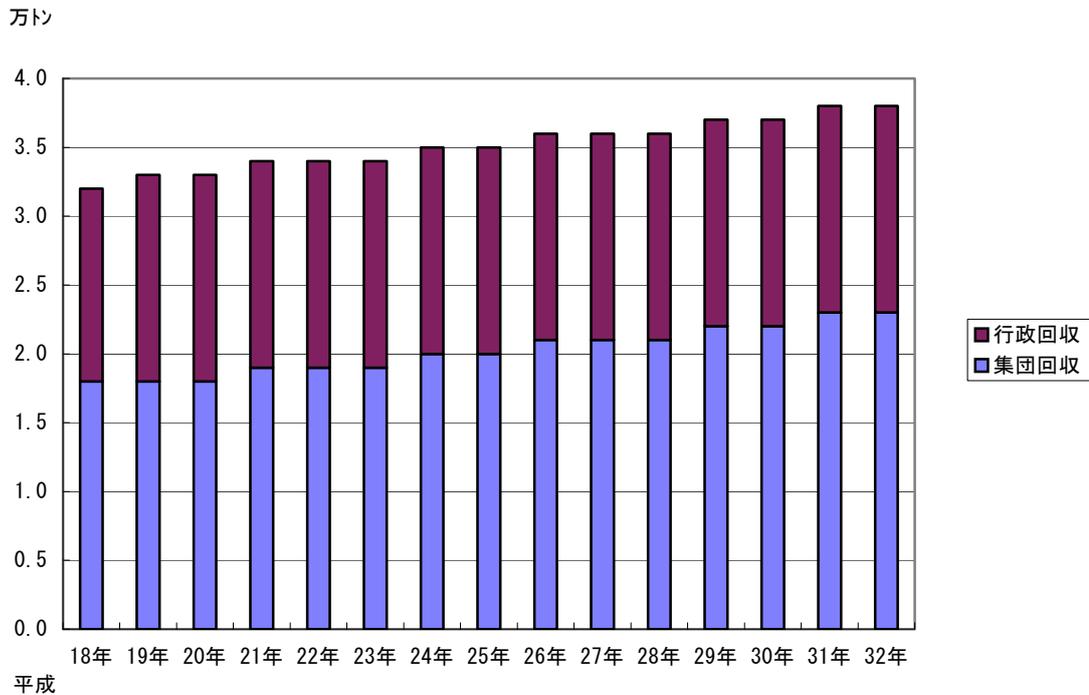


図 3-11 足立区における資源回収量予測

## 5 現状における課題

### (1) 発生抑制段階

#### ①環境に配慮した生産活動の促進

循環型社会を実現するためには、「もの」が「ごみ」になった後の適正処理は当然のことですが、それ以上に商品を製造する段階において、リサイクルの容易性、省資源、再生品の利用など、環境面に配慮した取り組みが重要です。そのため、国や都、事業者等と協力して、商品開発や商品製造をする際にこのような取り組みを一層促進するよう働きかける必要があります。

#### ②ライフスタイル及び事業活動の転換

環境に配慮した製品を普及させるためには、区民及び事業者が環境に配慮した製品を購入・使用する必要があります。現在、ライフスタイルの変化に伴って、一升びんやビールびん等のリターナブルびんの使用が減少して、アルミ缶やスチール缶、ペットボトル等の使い捨て容器が増えています。このような変化に対応できるようにリサイクルしやすい製品の開発を事業者に求め、リサイクルルートを整備して、循環型社会形成に努める必要があります。また、エコマークやグリーンマーク等の再生品使用製品についての情報を区民や事業者に積極的に提供して、環境に配慮した事業活動や消費行動を促進する必要があります。

また、足立区では、17年度から本格実施したペットボトルの分別回収事業や集団回収事業の拡充等、様々なリサイクル施策を実施することによりごみの資源化に取り組んでいます。しかし、ごみの分別回収と資源化を実施しても、ごみの総量は減少しません。ごみの総量を減らすには、わたしたち区民1人ひとりがものを購入する段階から、「過剰な包装は辞退する」「買い物袋（マイバッグ）を持参して余計なレジ袋をもらわない」といった意識を持った消費活動（発生抑制）をすることが不可欠です。

### (2) 排出段階

#### ①家庭ごみのリサイクルの拡充

足立区におけるごみの排出量は、微減の傾向にあります。ただし排出ごみの組成の状況を見ると資源化が可能な紙類やペットボトル等が混入しています。そのため、資源化できるものについては、分別排出をさらに進める必要があります。また、ごみを排出する前に、「日用品で再使用できるものはないか」といった心掛けや「台所ごみの水切り」を実践するといった行動（排出抑制）が求められています。そのため、区は区民の意識啓発や学習機会の提供に努める必要があります。

一方、家庭ごみの48%を占める生ごみについては、循環型食品リサイクル事業として肥料化したり、古着等新たにリサイクルできる品目については、その手法も含めて検討する必要があります。

#### ②事業系ごみのリサイクル

事業系ごみのリサイクルの責務は、基本的には事業者にあります。事業者に対する区の取り組みは、これまで事業用大規模建築物の所有者に対する排出指導や再利用計画書の提出義務づけ、廃棄物管理責任者に対する講習会を実施しています。今後事業系廃棄物の減少とリサイクルへの取り組みを進める方策としてこれらの事業の拡充に努める必要があります。また、ごみ減量・再

利用に積極的に取り組んでいる事業者に対して感謝状を贈呈する事業についても広報媒体で公表する等効果を高める方法を検討する必要があります。

一方、商店や小規模事業者等へは、清掃事務所によるふれあい指導を拡充して、適正排出に向けた事業者の意識啓発を進める必要があります。

### (3) 収集・運搬段階

#### ①適正な収集・運搬体制の確保

23区全体のごみ処理経費に占める収集・運搬費用の割合は、約2/3にのぼります。そのため、常に適正かつ効率的な収集・運搬体制の確立を目指す必要があります。現在のごみ収集・運搬体制においては、狭小路地での収集やダストホッパー<sup>※1</sup>を備え付けた大規模団地での収集といった収集環境やごみ種の違い等により、プレス車<sup>※2</sup>、平ボディ車、ダンプ車、軽小型貨物車等、様々な種類の清掃車両を使用しています。これらの清掃車両を無駄なく配車することによって、効率的な収集・運搬を進める必要があります。

#### ②環境負荷の少ない収集

清掃車両が走行することによる環境への影響は、一酸化炭素等の温暖化ガスや窒素酸化物、粒子状物質等の排出や交通渋滞等が挙げられます。そのため、超低PM排出ディーゼル自動車<sup>※3</sup>や天然ガス自動車等環境への影響を極力抑えた車両の使用を促進するとともに、清掃車両の効率的な運行体制を構築することにより、収集時の環境負荷等を低減する必要があります。

※1 大規模住宅等において、各階に設けた捨て口にごみを投入して貯留する縦穴状の設備。

※2 機械式ごみ収集車で、収集したごみを自動的に荷箱に押し込み圧縮する装置を備えている車両。

※3 粒子状物質（PM）の排出量が少ないディーゼル車を認定し公表する国土交通省の認定制度。

### (4) 中間処理段階

#### ①環境負荷の少ない処理・処分

現在、足立区内で発生する可燃ごみのほとんどは足立清掃工場で焼却しています。足立清掃工場は、ダイオキシン類対策等のため、平成11年2月からプラント更新工事を実施し、平成17年3月に竣工しました。前述したダイオキシン類を除去するためのバグフィルター<sup>※4</sup>やその他排ガス排水中に含まれる有害物質等の除去装置を備え、周辺環境に配慮し、環境負荷を最小限に抑えた清掃工場になっています。また、焼却灰を1,200℃以上の高温で溶融する灰溶融炉を併設し、焼却灰の容積を半分にし、最終処分場の延命化を図っています。

今後は、清掃工場を運営する東京二十三区清掃一部事務組合と連携して、安定した焼却体制の確立を図るとともに、環境に負荷を与える可能性のある物質について、定期的に調査し、その結果を清掃工場運営協議会やホームページの場で公表していく必要があります。

#### ②中間処理段階での再利用推進

資源を有効に活用し、最終処分量を削減するため、ごみの中に含まれている資源の再利用を推進する必要があります。具体的には、清掃工場における可燃ごみの焼却段階で熱を回収し、高効率発電や給湯などを行い、熱エネルギーを有効に利用する必要があります。また、不燃ごみについては、鉄分等を回収して再資源化を進めていく必要があります。

※4 排出ガスの処理装置で、ろ材として織布または不織布を用い、円筒状にしたものをいいます。家庭用の

電気掃除機のように排出ガスがバグフィルターのろ布を通過するとき、ダスト成分がろ布表面に堆積されて集じんが行われます。

#### (5) 最終処分段階

現在、可燃ごみを焼却した後に発生する焼却灰や資源化物を取り除いた後の不燃ごみを埋め立てている中央防波堤外側埋立処分場と新海面処分場は東京港に残された最後の処分場です。われわれは、この貴重な処分場を少しでも長く使用する努力をする必要があります。そのため、埋立処分を行うごみの量の削減に努めなければなりません。

## 第4部 ごみ処理基本計画

循環型社会の実現を目指して、区が区民、事業者とともに責任と役割を担って進めていく、ごみ処理基本計画の体系は以下のとおりです。

### I 家庭系一般廃棄物の減量と資源化

#### 1 普及啓発活動の推進

- (1) リサイクルやごみ問題に関する意識啓発
- (2) 小・中学校における環境学習の充実
- (3) 足立区リサイクルセンター（あだち再生館）の活動の充実

#### 2 集団回収事業の推進

- (1) 集団回収実施団体への支援

#### 3 家庭での減量・資源化の支援

- (1) 消費活動におけるごみ減量・資源化の取り組み
- (2) 家庭ごみ有料化の検討

### II 事業系一般廃棄物の減量と資源化

#### 1 ごみの分別と再資源化の徹底

- (1) 事業者責任の明確化
- (2) 事業用大規模建築物等への排出指導
- (3) 優良事業者表彰制度の充実

#### 2 廃棄物処理業者・処分業者による適正処理の確保

- (1) 資源回収事業者の支援
- (2) 搬入指導の充実
- (3) 事業者に対する意識啓発

#### 3 廃棄物処理手数料の見直し

- (1) 事業系ごみ処理手数料の見直し

#### 4 区施設における減量・資源化の推進

- (1) 全庁リサイクル推進体制の整備
- (2) 再生品利用推進とごみ減量化

### Ⅲ ごみの適正処理の推進

#### 1 適正な収集・運搬体制

- (1) 分別排出指導の徹底とごみ集積所の適正化
- (2) 新たな資源品目の検討
- (3) 効率的な収集運搬体制の確立
- (4) 低公害車両の導入

#### 2 ごみの適正処理

- (1) 資源化物の回収の推進
- (2) サーマルリサイクルの推進と分別区分の見直し
- (3) 清掃工場の運転管理の徹底

#### 3 最終処分の適正化

- (1) 最終処分量の減量の推進

## I 家庭系一般廃棄物の減量と資源化

### 1 普及啓発活動の推進

#### (1) リサイクルやごみ問題に関する意識啓発

ごみの減量・資源化を推進し、ごみ問題を正しく理解してもらうために、分別方法・排出ルールやごみ処理に関わる様々な情報を、積極的にわかりやすく区民に伝えます。あだち広報をはじめとするあらゆる広報媒体を利用し、広く情報提供を行うとともに、インターネットを活用して迅速できめ細かな対応を図ります。

また、3Rフェア等の様々なイベントを通じて、リサイクルやごみに関する情報を伝えるとともに、区民と行政がともに意見を交換し合う場の提供を積極的に進めていきます。

#### (2) 小・中学校における環境学習の充実

ごみの減量のためには、ごみ問題に対する区民の理解と関心を高めることが重要です。子供から高齢者にいたる幅広い年齢層を対象に、あらゆる機会を通じて継続的な環境学習を区全体で推進します。特に、次代を担う子供たちが環境に配慮した生活習慣を身に付けることは、将来に向かって循環型社会を構築するのに不可欠です。また、子供への学習は、大人のごみ問題に対する意識啓発という副次的効果が期待できます。そのため、教育委員会との連携により、小中学校等の環境学習を推進していきます。

#### (3) 足立区リサイクルセンター（あだち再生館）の活動の充実

環境保全やごみ減量をはじめとする3Rを推進するための活動の充実を図ります。各種講座やイベントの開催、参加を通して足立区の環境保全・3Rの情報発信基地としての機能を充実させます。

### 2 集団回収事業の推進

#### (1) 集団回収実施団体への支援

資源の集団回収はごみ減量・再資源化策の主要な取り組みの一つです。現在、町会・自治会・マンション管理組合等の団体が各地域で積極的に取り組んでいる、ごみ減量・再資源化の実践活動である集団回収を引き続き支援するとともに、実施団体数の拡大を促進します。また、労力に応じ、古紙相場等の市場原理を取り入れた新たな報奨金とするなど制度のあり方についても検討します。

### 3 家庭での減量・資源化の支援

#### (1) 消費活動におけるごみ減量・資源化の取り組み

区民一人ひとりが消費者として少しでも工夫することで、ごみの減量を達成することができます。例えば、買い物の際にマイバッグを持参してレジ袋をもらわない、バラ売り商品で必要な量だけ買う、詰め替えのできる商品や環境に配慮した再生品を進んで選ぶなどによりごみの減量を進める「グリーンコンシューマー」運動などがあります。区ではこれらの運動が拡大するよう必要な情報を収集提供していきます。また、家庭系廃棄物に占める割合の高い生ごみを減量するために、生ごみ処理機・コンポスト化容器に対する助成を行います。

## (2) 家庭ごみ有料化の検討

家庭系廃棄物の減量に効果的であると考えられる家庭ごみ有料化について調査研究を進めていきます。特に、有料化の対象となるごみ種、処理手数料額、課金方法、不法投棄対策等について先進事例を調査するとともに、他区・東京二十三区清掃一部事務組合と連携して検討を進めていきます。

## II 事業系一般廃棄物の減量と資源化

### 1 ごみの分別と再資源化の徹底

#### (1) 事業者責任の明確化

現在、区が収集する事業系一般廃棄物の収集基準は、排出量 50kg/日未満としています。これ以上のごみを排出する事業者に対しては、自ら清掃工場等に持ち込むか、一般廃棄物処理業者に委託して運搬してもらうように指導しています。

これらの指導について、基準の見直しを含めて強化を図り、事業者の排出者責任の徹底を図ります。また、ごみ処理券の未貼付や料金不足などの不適正な排出を行う事業者に対して、取り残しなどの対策を行い、適切に貼付するよう指導を行います。

#### (2) 事業用大規模建築物等への排出指導

延床面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の事業用大規模建築物の所有者に対して、事業系一般廃棄物の減量への計画的取り組みを促すため再利用計画書の提出を義務づけるとともに、廃棄物管理者に対する講習会を実施し、事業者がごみ減量・リサイクルに向けた取り組みを継続させるようにします。

また、延床面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の事業用建築物について立入指導を行い、ごみの分別や減量化への取り組みについて指導・助言を行います。

これらの取り組みをさらに充実させることで、事業系一般廃棄物の減量・資源化を推進します。

#### (3) 優良事業者表彰制度の充実

事業用大規模建築物への立入指導を通じて、ごみ減量・資源化に積極的に取り組んでいると認められた事業者を表彰します。また、表彰事業者をホームページ等で公表する等、拡充を図ります。

### 2 廃棄物処理業者・処分業者による適正処理の確保

#### (1) 資源回収事業者の支援

足立区は東京 23 区の中でも資源回収業者や再資源化業者等が多い区です。このような民間企業等を区の資源回収事業や集団回収活動等で積極的に活用していくことを通じて、業者の支援を進めていきます。

#### (2) 搬入指導の充実

排出量 50 kg/日を超える事業系一般廃棄物については、自ら清掃工場等に持ち込むか、一般廃棄物処理業者に委託して運搬することとしています。清掃工場等における搬入

指導を徹底することにより、廃棄物の処理方法を適正にするとともに、再資源化が可能なものについては、リサイクルするよう徹底指導して、ごみ量の一層の減少を目指します。

### (3) 事業者に対する意識啓発

東京二十三区清掃協議会の管理執行事務である、「一般廃棄物処理業の許可」の主体が区に移ることにともない、業者への指導をきめ細やかに、かつ積極的に進めていきます。また、収集運搬業者や処理業者の研修会等を通じて意識啓発に努めていきます。

## 3 廃棄物処理手数料の見直し

### (1) 事業系ごみ処理手数料の見直し

現在、清掃工場等で受入れを行っている事業系ごみの処理手数料については、清掃工場等がかかっている中間処理費用や最終処分費用、並びに民間の一般廃棄物処理施設の受入れ手数料とのバランス等を考慮し、適正な費用負担を求めていくこととします。

## 4 区施設におけるごみ減量・資源化の推進

### (1) 全庁リサイクル推進体制の整備

ごみ減量・資源化の推進を区民や事業者に働きかけていく上で、排出事業者である区自らが積極的に取り組むことが重要です。そのため、区施設における分別を徹底していきます。また、各施設にリサイクル推進員を配置して、職員の意識啓発に努めます。

### (2) 再生品利用推進とごみ減量化

区施設で分別排出されたコピー用紙等の古紙を利用して封筒等事務用品にリサイクルするシステムを進めます。また、区の物品購入にあたって、環境に対する負荷が少ない商品や古紙等を再生利用した商品を購入するグリーン調達を進めます。

## Ⅲ ごみの適正処理の推進

### 1 適正な収集・運搬体制

#### (1) 分別排出指導の徹底とごみ集積所の適正化

集積所に排出される可燃ごみや不燃ごみに混入している資源物を適正排出するよう、清掃事務所によるふれあい指導を徹底することによりごみ量の減少とリサイクル率の向上に努めます。また、まちの美観を守るためのごみ出しマナーについても、ふれあい指導による助言・指導やカラスネットの貸出しを通じて、その向上を目指していきます。

#### (2) 新たな資源品目の検討

循環型社会を実現するためには、再生可能な資源を分別回収し、適切な手法を用いて再資源化することが必要です。そのため、新たな資源の品目について、最新のリサイクル技術の動向等を踏まえて検討を進めていきます。

#### (3) 効率的な収集運搬体制の確立

ごみ処理経費の2/3は収集運搬経費が占めています。ごみ量の減少を積極的に進めていくことで、収集車両の台数の減少に努め、収集運搬経費を削減します。また、サーマルリ

サイクルの実施とそれにもなう不燃ごみ処理中継所の再編整備等を通じて、効率的な収集運搬体制の確立を図っていきます。

#### (4) 低公害車両の導入

ごみ収集車両の排出するガスは、大気汚染や地球温暖化の原因となっています。そのため超低PM排出ディーゼル車や天然ガス自動車等の地球環境に配慮した車両の導入を進め、環境負荷の低減に努めます。

また、効率的な収集運搬体制を確立することでごみ収集車両の台数を削減し、排出ガスの総量削減と交通渋滞の緩和に寄与していきます。

## 2 ごみの適正処理

### (1) 資源化物の回収の推進

足立区では、清掃事業が移管されてから、それまでの古紙・びん・缶の回収に加えて、ペットボトルの集積所回収を開始するとともにスーパー店頭回収機械を設置する等、新たな資源回収事業を積極的に進めてきました。今後もリサイクル技術の動向やリサイクル関連法の制定状況を踏まえて、新たな資源の分別回収を検討していきます。また、清掃工場ではごみを焼却する際に発生する熱を回収して、高温水による熱供給事業や発電を行って売電しています。この、熱をエネルギーとして回収する事業（サーマルリサイクル）を、新たな資源化手法の一つとして位置づけていきます。

### (2) サーマルリサイクルの推進と分別区分の見直し

サーマルリサイクルを実施して、熱回収を効率的に進めるため、ごみの分別区分の見直しを行います。これまで不燃ごみとして焼却せずに東京港にある処分場に埋め立てて資源として有効活用していなかったプラスチック類やビニール類、皮革・ゴム製品を、可燃ごみに新たに分類し熱回収を行います。

### (3) 清掃工場の運転管理の徹底

昭和40年代までに竣工された清掃工場は、焼却炉の耐火温度が低く、プラスチック等を燃焼すると炉を痛める原因になるとともに、プラスチックによっては塩化水素を発生するものがあり、大気汚染の原因となりました。そのため昭和48年度にプラスチック等を焼却不適物に位置づけ、分別収集を開始しました。その一方で、清掃工場に排ガス・排水等の各種浄化装置を設置し、平成になってクローズアップされたダイオキシン類についてもろ過式集塵機を設置する等対策を実施してきました。

今後、サーマルリサイクルの実施にともない、ごみの燃焼管理と排ガス排水等の浄化対策が重要となります。そのため、東京二十三区清掃一部事務組合と連携して清掃工場の適正な運転管理に努めていくとともに、環境影響調査を実施し、その結果を広報・ホームページ等で公表し、情報提供に努めていきます。

## 3 最終処分の適正化

### (1) 最終処分量の減量の推進

東京港にある新海面処分場は、23区に残された最後の処分場です。将来この処分場が満杯になった時、23区は新たな処分場を探さなければなりません。最終処分場の確保は

非常に困難です。また、仮に確保できたとしても、高額な埋立処分料を負担し、立地条件によっては巨額な運送費用の負担も発生します。

将来の人々への負担を出来る限り抑えるために、最終処分場を延命化することは 23 区の清掃事業の最重要課題です。そのため、われわれはごみの減量と資源化、そして最終処分量の削減を強力に推し進めていきます。

## 第5部 生活排水処理基本計画

### 1 生活排水の現状

#### (1) 生活排水の排出状況

足立区の下水道は概成 100%、普及率で 99%を達成しています。そのため、下水道普及地域ではし尿を含む生活排水のほとんどが公共下水道によって処理されています。公共下水道によらないものについては、浄化槽※<sub>1</sub>あるいはくみ取りによる処理を行っています。現在、浄化槽設置基数は 2,219 基（平成 18 年 3 月末日現在）、くみ取り戸数は 1,057 戸（平成 18 年 3 月末日現在）で、年々減少する傾向にあります（表 5-1）。また、近年、家庭から発生する生ごみを破碎して下水道に流して処理をするディスポーザーの普及に伴い、ディスポーザー汚泥の排出量が増加傾向にあります。

一方、事業活動に伴って、し尿混じりのビルピット汚泥※<sub>2</sub>、事業系し尿等も排出されています。

|            | 13 年度 | 14 年度 | 15 年度 | 16 年度 | 17 年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 浄化槽設置基数（基） | 2,406 | 2,390 | 2,332 | 2,268 | 2,219 |
| くみ取り戸数（戸）  | 1,576 | 1,508 | 1,331 | 1,166 | 1,057 |

表 5-1 区内の浄化槽設置基数及びし尿くみ取り戸数

|                           | 13 年度   | 14 年度   | 15 年度   | 16 年度   | 17 年度   |
|---------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 計画処理区域内人口               | 638,157 | 640,387 | 642,460 | 643,909 | 645,678 |
| 2 公共下水道人口（注 1）            | 629,058 | 631,603 | 634,300 | 636,319 | 638,491 |
| 3 浄化槽人口（注 2）              | 5,498   | 5,386   | 5,195   | 5,013   | 4,868   |
| 4 非水洗化人口（注 2）<br>（くみ取り便所） | 3,601   | 3,398   | 2,965   | 2,577   | 2,319   |

（注 1） 公共下水道人口 = 1 - (3 + 4) 単位（人）

（注 2） 基数及び戸数に各年度の 1 世帯当りの平均人員を掛けて算定

表 5-2 家庭系生活排水の処理方法別人口

|               | 13 年度 | 14 年度 | 15 年度 | 16 年度 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|
| くみ取りし尿        | 4,600 | 3,433 | 3,212 | 2,703 |
| 浄化槽汚泥         | 5,031 | 4,409 | 4,129 | 3,335 |
| し尿混じりのビルピット汚泥 | 113   | 112   | 92    | 109   |
| 事業系し尿         | 716   | 631   | 766   | 688   |
| ディスポーザー       | 0     | 0     | 0     | 0     |

単位(kl)

表 5-3 くみ取りし尿、浄化槽汚泥等の排出量

※1 水洗トイレの汚水（し尿）と台所や風呂等の生活雑排水を、微生物の働きにより浄化処理して、下水道以外に放流するための装置。

※2 地下階を有するビルやホテル等から出る汚水・雑排水を貯留する合併槽等に溜まった汚泥をビルピット

汚泥といい、これにし尿が混ざったものをし尿混じりのビルピット汚泥といいます。

## (2) 収集・運搬状況

家庭から排出されるし尿については、足立西清掃事務所が収集しています。(荒川区のし尿についても足立西清掃事務所が収集しています。)

収集作業は、通常 1.8kl 積みの小型吸上車(バキューム車)により行い、狭小路地作業については 0.3kl 積みの軽小型吸上車を配車しています。これらの車両によるし尿の収集回数は原則として月 2 回です。くみ取り世帯は年々減少しているため、点在するくみ取り世帯からし尿を収集することは非効率的な作業になっています。

浄化槽汚泥、ディスポーザー汚泥、し尿混じりのビルピット汚泥、事業系し尿は、民間処理業者が収集しています。

## (3) 輸送及び処分

収集されたし尿及び浄化槽汚泥、ディスポーザー汚泥、し尿混じりのビルピット汚泥、事業系し尿の一部は、直接下水道放流施設(品川清掃作業所)に搬送され、希釈された後、下水道に放流されています。残さは、焼却され埋め立てられています(図 5-1)。

なお、ロンドン条約により 1996(平成 8)年から産業廃棄物の海洋投棄は禁止されており、これを受けて、し尿の海洋投棄処理は平成 10 年度末で廃止しています。

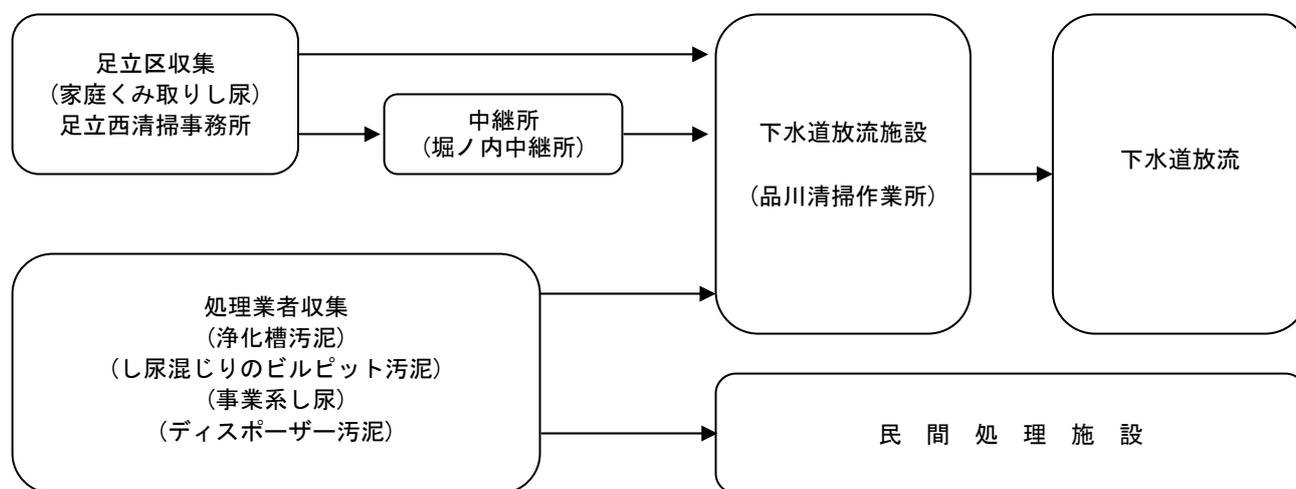


図 5-1 足立区における家庭系生活排水の処理フロー

## 2 基本方針

本区下水道普及率は既に 99%普及しています。そのため、下水道の普及地域では、し尿を含む生活排水はできる限り公共下水道によって処理することを基本方針としています。

残存する一般家庭のくみ取り便所のし尿は、基本的な住民サービスとして、区が収集・運搬し、

東京二十三区清掃一部事務組合が処分を行うこととしています。区が担っている収集・運搬部門については、より効率的な体制の検討を進めます。

浄化槽汚泥、ディスポーザー汚泥、事業活動に伴って排出されるし尿混じりのビルピット汚泥、事業系し尿は、今後も引き続き事業者による処理体制を基本としていきます。

### 3 基本計画

#### 計画1 下水道への接続の促進

下水処理区域内の非下水道世帯については、下水道法に基づいて水洗化が義務づけられています。これに基づいて下水道への接続を促進し、くみ取り世帯の減少を図り、区民生活の衛生面の向上を目指します。目標年次には、全量を下水道で処理することとします。

#### 計画2 し尿の収集・運搬及び処分

し尿の収集については、足立西清掃事務所において実施します。くみ取り世帯の減少に伴い効率的な収集体制の構築を目指します。また、荒川区のし尿を足立区との委託処理協定に基づき収集します。

し尿の処分については、東京二十三区清掃一部事務組合が共同処理を行い、下水道放流施設を管理・運営します。

#### 計画3 浄化槽汚泥の処理

浄化槽汚泥については、一般廃棄物処理業者により収集し、民間施設での処理を促進します。

#### 計画4 事業者責任の徹底

事業活動に伴って排出されるし尿混じりのビルピット汚泥、事業系し尿は、事業者責任による収集・処理を徹底します。

#### 計画5 ディスポーザー汚泥の処理

ディスポーザー汚泥については、一般廃棄物処理業者により収集し、民間施設での処理を促進します。

#### 計画6 浄化槽の適正な維持管理

浄化槽汚泥については、排出者責任による収集を行い、収集した浄化槽汚泥は民間事業者による処理を促進します。浄化槽の機能を維持するためには、定期的な保守点検、清掃、定期検査が行われるように、広報等を通じて区民に対して情報を発信するとともに、浄化槽保守点検業者、浄化槽清掃業者についても指導を実施します。

#### 計画7 災害時の対応

災害時には、避難所に速やかに仮設トイレを設置するなど、避難した住民のトイレを確保しま

す。東京都、東京二十三区清掃一部事務組合、近隣自治体あるいは民間業者などと協議し、災害時のし尿収集が遅滞なく行えるように体制を整備します。

## 足立区清掃事業関連施設

### (1) 清掃事務所等

| 施設名      | 所在地・電話番号                             | 備考               |
|----------|--------------------------------------|------------------|
| 足立東清掃事務所 | 中央本町 1-12-24<br>TEL 3889-0711        | 国道4号線東側及び千住地域    |
| 曙分室      | 千住曙町 37<br>TEL 3882-6911             |                  |
| 足立西清掃事務所 | 東伊興 3-23-9<br>TEL 3853-2141          | 国道4号線西側（千住地域を除く） |
| 鹿浜粗大中継所  | 鹿浜 3-28-7（白井運輸(株)内）<br>TEL 3853-3429 |                  |

### (2) 粗大ごみ直接持込場所

| 施設名     | 所在地・電話番号                   | 備考                          |
|---------|----------------------------|-----------------------------|
| 白井運輸(株) | 鹿浜 3-28-7<br>TEL 3897-7212 | 毎日持ち込み可能<br>（年末年始を除く）       |
| (株)新井商店 | 北加平町 8-26<br>TEL 3606-6911 | 土曜・日曜・祝日持ち込み可能<br>（年末年始を除く） |

### (3) 家庭系パソコン持込場所

| 施設名                   | 所在地・電話番号                     | 備考                          |
|-----------------------|------------------------------|-----------------------------|
| (株)要興業<br>鹿浜リサイクルセンター | 堀之内 1-14-15<br>TEL 5837-5341 | 日曜・祝日除いて持ち込み可能<br>（年末年始を除く） |

### (4) リサイクルセンター

| 施設名                    | 所在地・電話番号                    | 備考 |
|------------------------|-----------------------------|----|
| 足立区リサイクルセンター<br>あだち再生館 | 中央本町 2-9-1<br>TEL 3880-9800 |    |

## 足立区清掃事業年表

| 年号 (西暦)        | 月    | 事項                                     |
|----------------|------|--|
| 明治 33 年 (1900) | 3 月  | 汚物清除法公布 (4 月施行)。ごみ収集が東京市の事務になる         |
| 昭和 4 年 (1929)  | 8 月  | 深川塵芥処理工場竣工 (ごみ焼却の開始)                   |
| 昭和 9 年 (1934)  | 10 月 | し尿汲み取り手数料徴収開始                          |
| 昭和 29 年 (1954) | 4 月  | 清掃法公布 (7 月施行)                          |
| 昭和 39 年 (1964) | 3 月  | 足立清掃工場竣工 (日本初の大規模連続焼却炉)                |
| 昭和 44 年 (1969) | 4 月  | し尿汲み取り手数料徴収廃止                          |
|                | 10 月 | 粗大ごみ収集開始                               |
| 昭和 45 年 (1970) | 12 月 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律公布 (46 年 9 月施行)        |
| 昭和 49 年 (1974) | 4 月  | 集団回収実施団体に対して報奨金支給を開始                   |
| 昭和 52 年 (1977) | 9 月  | 足立清掃工場竣工 (焼却炉 250t×4 炉)                |
|                | 9 月  | 全区で不燃・焼却不適ごみの分別収集実施                    |
| 昭和 54 年 (1979) | 6 月  | 粗大ごみ破碎処理施設竣工 (粗大ごみからの鉄分回収開始)           |
| 昭和 57 年 (1982) | 10 月 | 足立区でびん・缶収集作業のモデル実施開始                   |
| 昭和 62 年 (1987) | 12 月 | 不燃ごみ処理センター竣工 (不燃ごみからの鉄分回収開始)           |
| 平成元年 (1989)    | 7 月  | 東京都が再利用実践団体報奨金支給要綱制定 (従量制で 1kg3 円)     |
| 平成 3 年 (1991)  | 6 月  | 区公共施設等において乾電池の拠点回収を開始                  |
|                | 7 月  | 東京都が再利用実践団体報奨金支給要綱改正 (従量制で 1kg6 円)     |
|                | 7 月  | 粗大ごみ処理の有料化                             |
| 平成 4 年 (1992)  | 3 月  | 区公共施設等において紙パックの拠点回収を開始                 |
|                | 7 月  | 集団回収事業が都から区に移管                         |
|                | 10 月 | 資源ごみ収集事業開始 (足立区・品川区の 2 区で実施)           |
| 平成 5 年 (1993)  | 10 月 | 東京都推奨ごみ袋による排出実施                        |
| 平成 7 年 (1995)  | 6 月  | 容器包装リサイクル法公布 (平成 9 年 4 月施行)            |
| 平成 8 年 (1996)  | 12 月 | 事業系ごみの全面有料化実施                          |
| 平成 9 年 (1997)  | 4 月  | ペットボトルの店頭回収開始 (東京ルールⅢ)                 |
|                | 6 月  | 週 1 回の資源回収モデル事業を開始 (東京ルールⅠ)            |
| 平成 10 年 (1998) | 6 月  | 家電リサイクル法公布 (平成 13 年 4 月施行)             |
|                | 7 月  | 事業系し尿等の有料化実施                           |
| 平成 11 年 (1999) | 2 月  | 東京ルールⅠモデル事業を、足立区全域に拡大して実施              |
|                | 12 月 | 足立清掃工場プラント更新工事着工 (焼却炉の更新・灰溶融炉の新設)      |
|                | 12 月 | 足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例公布 (平成 12 年 4 月施行) |
| 平成 12 年 (2000) | 2 月  | 資源回収モデル事業、豊島区を除く 22 区全域で開始             |
|                | 3 月  | 足立区一般廃棄物処理基本計画策定                       |
|                | 4 月  | 清掃事業が東京都から 23 特別区に移管される                |
|                | 4 月  | 容器包装リサイクル法完全施行                         |
|                | 6 月  | 循環型社会形成推進基本法公布 (平成 13 年 1 月施行)         |
| 平成 13 年 (2001) | 4 月  | 資源有効利用促進法完全施行                          |
|                | 4 月  | 家電リサイクル法完全施行                           |
| 平成 15 年 (2003) | 5 月  | 粗大ごみ直接無料持込制度開始                         |
| 平成 16 年 (2004) | 2 月  | 粗大ごみ直接無料持込場所を区内 2 ヶ所に拡大                |
|                | 2 月  | 家庭系パソコンの直接持込リサイクル制度開始                  |
|                | 4 月  | ペットボトルの分別回収モデル事業開始                     |
| 平成 17 年 (2005) | 3 月  | 足立清掃工場竣工 (焼却炉 350t×2 炉、灰溶融炉 65t×2 炉)   |
|                | 4 月  | ペットボトルの分別回収事業を区内全域で実施                  |
|                | 4 月  | 粗大ごみ日曜収集事業開始                           |
|                | 4 月  | 紙パックの集積所回収開始                           |
| 平成 18 年 (2006) | 1 月  | 東京二十三区清掃一部事務組合一般廃棄物処理基本計画策定            |

第 1 章 総則

第 1 節 通則

(目的)

第 1 条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用の促進により減量するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて生活環境を清潔にすることによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用される都市の形成を図り、もって区民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)の例による。

2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (4) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。

第 2 節 区長の責務等

(基本的責務)

第 3 条 区長は、第 1 条の目的を果たすため、廃棄物の減量を推進するとともに、適正な処理を図らなければならない。

2 区長は、廃棄物の減量及び処理に関する事業の実施に当たっては、作業方法の改善を図る等その能率的な運営をしなければならない。

3 区長は、再利用等による廃棄物の減量及び適正な処理に関する区民の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

4 区長は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、区民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(指導又は助言)

第 4 条 区長は、廃棄物の減量及び適正な処理を確保するため、必要と認めるときは、区民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

(公開)

第 5 条 区長は、廃棄物の減量及び処理に関する施策を常に区民に明らかにしなければならない。

(区民参加)

第 6 条 区長は、一般廃棄物の減量及び処理について、区民の意見を施策に反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

(審議会の設置)

第 7 条 区長は、一般廃棄物の減量及び処理に関する基本方針その他の重要事項について諮問するため、審議会を設置することができる。

(他の地方公共団体との協力等)

第 8 条 区長は、廃棄物の減量及び処理に関する事業の実施に当たって、必要と認めるときは、他の地方公共団体と協力し、又は調整を図るものとする。

第 3 節 事業者の責務

第 9 条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物を減量しなければならない。

2 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合において、その適正な処理及び再利用が困難になることのないようにしなければならない。

4 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し区の施策に協力しなければならない。

第 4 節 区民の責務

- 第 10 条 区民は、廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用又は不用品の活用等により再利用を図り、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。
- 2 区民は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し区の施策に協力しなければならない。

## 第 2 章 再利用等による廃棄物の減量

### 第 1 節 区長の減量義務等

(再利用等による減量)

第 11 条 区長は、資源ごみ(区長が行う廃棄物の収集において、再利用を目的に分別して収集する物をいう。)の収集、回収等を行うとともに、物品の調達に当たっては、再生品を使用する等により、自ら再利用等による廃棄物の減量に努めなければならない。

(再利用に関する計画)

第 12 条 区長は、再利用等による廃棄物の減量を促進するため、再利用に関する計画を定めるものとする。

(区民の自主的行動に対する支援)

第 13 条 区長は、集団回収等、再利用を促進する区民の自主的な活動の支援に努めるものとする。

(資源回収業者への協力要請及び支援)

第 14 条 区長は、再利用を促進するため、資源回収等を業とする事業者に必要な協力を求めるとともに、当該事業者を支援するよう努めるものとする。

### 第 2 節 事業者の減量義務

(事業系廃棄物の減量)

第 15 条 事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等再利用を促進するために必要な措置を講ずる等により、その事業系廃棄物を減量しなければならない。

(廃棄物の発生抑制等)

第 16 条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号)第 2 条第 4 項に規定する再生資源をいう。)及び再生品を利用するよう努めなければならない。

(再利用の容易性の自己評価等)

第 17 条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の再利用の容易性についてあらかじめ自ら評価し、再利用の容易な製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等の再利用の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等の再利用を促進しなければならない。

(適正包装等)

第 18 条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定する等により、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努めるとともに、使用後の包装、容器等の回収策を講ずる等により、その包装、容器等の再利用の促進を図らなければならない。

3 事業者は、区民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択できるように努めるとともに、区民が包装、容器等を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収等に努めなければならない。

(事業用大規模建築物の所有者等の義務)

第 19 条 事業用の大規模建築物で規則で定めるもの(以下「事業用大規模建築物」という。)の所有者は、再利用を促進する等により、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

2 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を区長に届け出なければならない。

3 事業用大規模建築物の所有者は、規則で定めるところにより、再利用に関する計画を作成し、当該計画書を区長に提出しなければならない。

4 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

5 事業用大規模建築物の占有者は、当該事業用大規模建築物から生ずる事業系一般廃棄物の減量に関し事業用大規模建築物の所有者に協力しなければならない。

6 事業用大規模建築物を建設しようとする者(以下「事業用大規模建築物の建設者」という。)は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物の建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。

(改善勧告)

第 20 条 区長は、事業用大規模建築物の所有者が前条第 1 項から第 3 項までのいずれかの規定に違反していると認めるとき、又は事業用大規模建築物の建設者が同条第 6 項の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者又は当該事業用大規模建築物の建設者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(公表)

第 21 条 区長は、前条の勧告を受けた事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(収集拒否等)

第 22 条 区長は、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者が前条第 1 項の規定による公表をされた後において、なお、第 20 条の勧告に係る措置をとらなかったときは、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の収集若しくは運搬を拒否し、又は区長の指定する処理施設への搬入を禁止することができる。

### 第 3 節 区民の減量義務

(自主的行動)

第 23 条 区民は、再利用の可能な物の分別を行うとともに、集団回収等による再利用を促進するための区民の自主的な活動に参加し、又は協力する等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

(商品の選択)

第 24 条 区民は、商品を選択するに際しては、当該商品の内容及び包装、容器等を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

## 第 3 章 廃棄物の適正処理

### 第 1 節 通則

(家庭廃棄物の処理)

第 25 条 区長は、家庭廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、及びこれを運搬する等、適正に処理しなければならない。

(事業系廃棄物の処理)

第 26 条 事業者は、その事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に、運搬させ、若しくは処分させなければならない。

(事業者の中間処理義務)

第 27 条 事業者は、その事業系廃棄物の処理に当たっては、再生、破碎、圧縮、焼却、油水分離、脱水等の処理(以下「中間処理」という。)を行うことにより、その減量を図らなければならない。

(処理技術の開発)

第 28 条 事業者は、事業系廃棄物の適正な処理について、自ら又は共同して技術開発を図らなければならない。

### 第 2 節 適正処理困難物の抑制

(処理困難性の自己評価等)

第 29 条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物になった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

(適正処理困難物の製造等の抑制)

第 30 条 事業者は、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難となる物(以下「適正処理困難物」という。)については、その製造、加工、販売等を自ら抑制しなければならない。

(事業者の下取り等の回収義務)

第 31 条 区長は、適正処理困難物を指定し、これを公表することができる。

- 2 前項の適正処理困難物の製造、加工、販売等を行った事業者は、自らの責任でその適正処理困難物を下取り等により回収しなければならない。
- 3 区民は、前項の事業者が適正処理困難物を回収しようとするときは、これに協力しなければならない。
- 4 区長は、第 2 項の事業者が適正処理困難物を回収しないと認めるときは、その事業者に対し、期限を定めて、回収するよう命ずることができる。

### 第 3 節 一般廃棄物の処理

(処理の計画)

第 32 条 区長は、規則で定めるところにより、一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定め、これを告示するものとする。

- 2 一般廃棄物処理計画に重要な変更があったときは、その都度告示するものとする。

(処理)

第 33 条 区長は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭廃棄物を処理しなければならない。

- 2 区長は、家庭廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、事業系一般廃棄物の処理を行うものとする。

(計画遵守義務等)

第 34 条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は、管理者とする。以下この章、第 72 条及び別表において「占有者」という。)は、その土地又は建物内の家庭廃棄物を可燃物、不燃物等に分別し、各別の容器に収納して所定の場所に持ち出す等一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

- 2 占有者は、家庭廃棄物を収納する容器について、家庭廃棄物が飛散し、流出し、及びその悪臭が発散しないようにするとともに、当該容器及び当該容器を持ち出しておく所定の場所を常に清潔にしておかななければならない。

(粗大ごみの排出方法)

第 35 条 占有者は、粗大ごみ(家庭廃棄物のうち、不用とされた耐久消費財を中心とする比較的大型の固形廃棄物をいう。以下同じ。)を排出するときは、規則で定める廃棄物処理手数料の額に応じた枚数の第 52 条第 1 項の有料粗大ごみ処理券を添付しなければならない。ただし、これによりがたいと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。

(特定家庭用機器廃棄物の排出方法)

第 35 条の 2 占有者は、特定家庭用機器再商品化法(平成 10 年法律第 97 号)第 2 条第 5 項に規定する特定家庭用機器廃棄物を排出しようとするときは、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等(特定家庭用機器再商品化法第 2 条第 3 項に規定する再商品化等をいう。)をする者に、適切に引き渡さなければならない。

(パーソナルコンピュータの排出方法)

第 35 条の 3 占有者は、パーソナルコンピュータ(その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含む。)を廃棄のため排出しようとするときは、その製品を回収し、再資源化(資源の有効な利用の促進に関する法律第 2 条第 6 項に規定する再資源化をいう。)をする者がある場合には、その者に適切に引き渡さなければならない。

(事業系一般廃棄物等の排出方法)

第 36 条 事業者は、区長の収集及び運搬する事業系一般廃棄物(動物の死体及びし尿を除く。)又は一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を容器で排出するときは、容器に収納する容量に相当する第 53 条第 1 項の有料ごみ処理券を添付しなければならない。ただし、これによりがたいと区長が認めるとき、又は臨時に排出するときは、区長の指示に従わなければならない。

(排出禁止物)

第 37 条 占有者は、区長が行う家庭廃棄物の収集に際して、次に掲げる物を排出してはならない。

- (1) 有害性の物
- (2) 危険性のある物
- (3) 引火性のある物

- (4) 著しく悪臭を発する物
- (5) 特別管理一般廃棄物に指定されている物
- (6) 前各号に掲げるもののほか、家庭廃棄物の処理を著しく困難にし、又は家庭廃棄物の処理施設の機能に支障が生ずる物

2 占有者は、前項各号に掲げる家庭廃棄物を処分しようとするときは、区長の指示に従わなければならない。

(動物の死体)

第 38 条 占有者は、その土地又は建物内の動物の死体を自らの責任で処分できないときは、遅滞なく区長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(改善命令等)

第 39 条 区長は、占有者が第 34 条の規定に違反していると認めるときは、その占有者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を命ずることができる。

第 40 条 削除

(事業系一般廃棄物保管場所の設置)

第 41 条 事業者は、その建物又は敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

2 前項の保管場所は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 事業者は、その排出する事業系一般廃棄物を第 1 項の保管場所に集めなければならない。  
(事業者に対する中間処理等の命令)

第 42 条 区長は、事業者に対し、特に必要があると認めるときは、その事業系一般廃棄物をあらかじめ中間処理して排出するよう命ずることができる。

2 区長は、事業者に対し、その事業系一般廃棄物を可燃物、不燃物等に分別して排出するよう命ずることができる。

(事業者に対する運搬等の命令)

第 43 条 区長は、規則で定める量の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、その事業系一般廃棄物を運搬し、又は処分するよう命ずることができる。

(一般廃棄物管理票)

第 44 条 規則で定める事業者は、事業系一般廃棄物を区長の指定する処理施設に運搬する場合には、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物の種類、排出場所等を記載した一般廃棄物管理票を当該施設の管理者に提出しなければならない。

2 前項の事業者は、事業系一般廃棄物を他人に委託して区長の指定する処理施設に運搬させる場合には、当該受託者に同項の一般廃棄物管理票を交付しなければならない。

3 前項の受託者は、その受託した事業系一般廃棄物を区長の指定する処理施設に運搬する場合には、同項の一般廃棄物管理票を当該施設の管理者に提出しなければならない。

4 前 3 項に規定するもののほか、一般廃棄物管理票の回付その他必要な事項は、規則で定める。

(改善命令等)

第 45 条 区長は、事業者が第 41 条の規定に違反していると認めるときは、その事業者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を命ずることができる。

(準用)

第 46 条 第 33 条第 1 項、第 34 条及び第 37 条から第 39 条までの規定は、事業系一般廃棄物の処理について準用する。

#### 第 4 節 産業廃棄物の処理

(一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物)

第 47 条 区長は、一般廃棄物の処理又は処理施設の機能に支障が生じない範囲内において、一般廃棄物とあわせて処理することが必要と認める産業廃棄物の処理を行うことができる。

2 区長は、前項に規定する一般廃棄物とあわせて処理することが必要と認める産業廃棄物の処理について、一般廃棄物処理計画に含めるものとする。

(処理命令)

第 48 条 区長は、一般廃棄物の処理又は処理施設の機能に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を排出する事業者に対し、その産業廃棄物の保管、運搬又は処分を命ずることができる。

(準用)

第 49 条 第 33 条、第 34 条、第 39 条、第 41 条、第 42 条及び第 45 条の規定は、一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物の処理について準用する。

#### 第 5 節 大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置

- 第 50 条 規則で定める大規模建築物を建設しようとする者(以下「建設者」という。)は、その建築物又は敷地内に一般廃棄物の保管場所及び保管設備(以下「保管場所等」という。)を設置しなければならない。この場合において、建設者は、当該保管場所等について、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。
- 2 保管場所等は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。
  - 3 区長は、保管場所等について、建設者が前 2 項の規定に違反すると認めるときは、当該建設者に対し、期限を定めて、保管場所等の設置その他必要な措置を命ずることができる。
  - 4 第 1 項に規定する建築物の占有者は、その建築物から排出される一般廃棄物を保管場所等に集めなければならない。

#### 第 6 節 廃棄物処理手数料

(廃棄物処理手数料)

- 第 51 条 区長は、家庭廃棄物(動物の死体及びし尿を除く。以下この項において同じ。)の処理を行ったとき(粗大ごみの場合にあっては、処理を行うとき。)は、1 日平均 10 キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者又は粗大ごみその他の家庭廃棄物を臨時に排出する占有者から別表に掲げる廃棄物処理手数料を徴収する。
- 2 区長は、事業系一般廃棄物(動物の死体及びし尿を除く。)又は一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物の処理を行うときは、これらの廃棄物を排出する事業者又は臨時に排出した事業者から別表に掲げる廃棄物処理手数料を徴収する。
  - 3 区長は、事業者が事業系一般廃棄物(動物の死体及びし尿を除く。)又は一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を区長の指定する最終処分場に運搬したときは、その事業者から別表に掲げる廃棄物処理手数料を徴収する。
  - 4 区長は、別表に掲げる廃棄物の重量を基準にして算定する廃棄物処理手数料について、重量を基準にして算定することが著しく実情に合わないとき認めるときは、規則で定めるところにより、重量以外の基準により算定することができる。
  - 5 既に納付した廃棄物処理手数料は、還付しない。ただし、区長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(有料粗大ごみ処理券の交付)

- 第 52 条 区長は、前条第 1 項の粗大ごみの廃棄物処理手数料をあらかじめ納付した者に有料粗大ごみ処理券を交付する。

- 2 有料粗大ごみ処理券に関し必要な事項は、区長が定める。  
(有料ごみ処理券の交付)

- 第 53 条 区長は、第 51 条第 2 項の廃棄物処理手数料をあらかじめ納付した者(臨時に排出する事業者を除く。)に有料ごみ処理券を交付する。

- 2 有料ごみ処理券に関し必要な事項は、区長が定める。  
(動物死体処理手数料)

- 第 54 条 区長は、第 38 条(第 46 条において準用する場合を含む。)の規定による届出に従い動物の死体を処理したときは、占有者又は事業者から別表に掲げる動物死体処理手数料を徴収する。

(手数料の減免)

- 第 55 条 区長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、第 51 条の廃棄物処理手数料又は前条の動物死体処理手数料を減額し、又は免除することができる。

(督促)

- 第 56 条 第 51 条の廃棄物処理手数料又は第 54 条の動物死体処理手数料を納期限までに納付しない者があるときは、納期限経過後 20 日以内に規則で定める督促状を発行して督促する。

- 2 前項の督促状には、その発行の日から 15 日以内において納付すべき期限を指定する。  
(延滞金の額及び徴収方法)

- 第 57 条 前条の規定による督促をした場合においては、当該手数料の金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その金額(1,000 円未満の端数があるとき、又は 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年 14.6 パーセント(督促状に指定する期限までの期間については年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

- 2 延滞金の確定金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(延滞金額の減免)

- 第 58 条 第 51 条の廃棄物処理手数料又は第 54 条の動物死体処理手数料を納付すべき者が、

災害その他やむを得ない理由により納期限までに納付できなかったときは、前条の規定による延滞金額を減額し、又は免除することができる。

#### 第4章 一般廃棄物処理業の許可手数料

(許可手数料)

第59条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際に納入しなければならない。ただし、足立区以外の特別区の長から一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者で、区長が指定する処理施設への搬入のみを業とする許可を受けようとするものについては、この限りでない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者(第3号に規定する者を除く。) 1万5,000円
- (2) 一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者(第4号に規定する者を除く。) 1万5,000円
- (3) 一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者 1万円
- (4) 一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者 1万円
- (5) 一般廃棄物収集運搬業者で、その事業の範囲の変更の許可を受けようとするもの 1万円
- (6) 一般廃棄物処分業者で、その事業の範囲の変更の許可を受けようとするもの 1万円
- (7) 許可証の再交付を受けようとする者 3,000円

#### 第5章 地域環境の清潔保持

(地域の生活環境)

第60条 土地又は建物を占有し、又は管理する者は、その土地又は建物及びそれらの周囲の清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。

(公共の場所の清潔保持)

第61条 何人も、公園、広場、道路その他の公共の場所を汚してはならない。

2 公園、広場、道路その他の公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物(以下「宣伝物等」という。)を配布し、又は配布させた者は、その宣伝物等が散乱した場合においては、速やかに当該宣伝物等の清掃を行わなければならない。

3 土木工事、建築工事その他の工事に伴って土砂、がれき、廃材等(以下「土砂等」という。)を生じさせる者は、土砂等を適正に管理して、道路その他の公共の場所に土砂等が飛散し、及び流出しないようにしなければならない。

(公共の場所の管理者の責務)

第62条 前条第1項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所に公衆便所及び公衆用ごみ容器を設ける等その清潔を保ち、かつ、みだりに廃棄物が捨てられないように適正に管理しなければならない。

(空き地の管理)

第63条 空き地を所有し、又は管理する者は、その空き地にみだりに廃棄物が捨てられないように、その周囲に囲いを設ける等適正に管理しなければならない。

2 前項に規定する者は、その空き地に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理しなければならない。

(改善命令等)

第64条 区長は、前3条のいずれかの規定に違反することにより、生活環境を著しく害していると認められる者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を命ずることができる。

#### 第6章 雑則

(市街地開発事業における処理施設)

第65条 規則で定める大規模な市街地開発事業を行おうとする者は、当該市街地開発事業の計画の策定に当たっては、当該市街地開発事業の区域から生ずる廃棄物を適正に処理するため、当該市街地開発事業の区域に廃棄物の処理施設を確保する等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項に規定する者は、当該市街地開発事業の計画の策定に当たっては、あらかじめ、当該市街地開発事業の区域から生ずる一般廃棄物の適正な処理方法等について、区長に協議しなければならない。

(報告の徴収)

第66条 区長は、法第18条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度に

において、占有者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第 67 条 区長は、法第 19 条第 1 項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び廃棄物又は廃棄物であることの疑いのある物の処理に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(廃棄物管理指導員)

第 68 条 前条第 1 項の規定による立入検査並びに廃棄物の減量及び処理に関する指導の職務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理指導員を置く。

(委任)

第 69 条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

### 第 7 章 罰則

第 70 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 31 条第 4 項の規定による命令に違反した者

(2) 第 42 条(第 49 条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

(3) 第 45 条(第 49 条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

(4) 第 50 条第 3 項の規定による命令に違反した者

第 71 条 第 39 条(第 46 条及び第 49 条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者は、5 万円以下の罰金に処する。

第 72 条 第 50 条第 1 項による届出をしなかった者は、3 万円以下の罰金又は科料に処する。

第 73 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 3 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

### 付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

2 この条例の施行前に東京都廃棄物の処理及び再利用に関する条例(平成 4 年東京都条例第 140 号。以下「都条例」という。)の規定により東京都知事がした許可等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又はこの条例の施行の際現に東京都知事に対して行っている許可の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、施行日以後において区長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、区長のした処分等の行為又は区長に対して行った申請等の行為とみなす。

(報告、届出等に関する経過措置)

3 この条例の施行前に都条例の規定により東京都知事に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについて、施行日以後において区長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、区長に対して報告、届出その他の手続がされていないものとみなして、この条例の相当規定を適用する。

(有料粗大ごみ処理券等に関する経過措置)

4 この条例の施行前に都条例第 58 条の 2 又は第 58 条の 3 の規定により、東京都知事が交付した有料粗大ごみ処理券又は有料ごみ処理券については、この条例施行の日以後 3 月の間は、区長が収集及び運搬する廃棄物に添付するものに限り、第 52 条又は第 53 条に基づき区長が交付したものとみなす。ただし、別に定めるところにより、区長はこの期間を延長することができる。

(延滞金の割合の特例)

5 当分の間、第 57 条に規定する延滞金の年 7.3 パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法(平成 9 年法律第 89 号)第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年 7.3 パーセントの割合に満たない

場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。この場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(一般廃棄物処理業の許可手数料の特例)

- 6 一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者又は一般廃棄物処理業者で、その事業の範囲を変更しようとする者に係る許可手数料について、この条例施行の日以後6年の間、区長は、規則で定めるところにより、第65条第1号から4号までに定める許可手数料を減額し、又は免除することができる。

付 則(中間省略)

付 則(平成12年12月22日条例第116号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、改正後の第37条第1項第2号の規定は、同日以後に排出されるものから適用する。

付 則(平成15年9月30日条例第32号)

この条例は、平成15年10月1日から施行する。ただし、第59条、第60条第2項及び第63条の改正規定、第63条の次に1条を加える改正規定並びに第73条第1項の改正規定は、平成15年12月1日から施行する。

付 則(平成17年12月19日条例第74号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

別表 廃棄物処理手数料及び動物死体処理手数料(第51条、第54条関係)

1 廃棄物処理手数料

| 区 分                                     | 手 数 料   |
|---|---|
| 1 1日平均10キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者        | 1日平均10キログラムを超える量1キログラムにつき 28円50銭                            |
| 2 事業系一般廃棄物又は一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を排出する事業者 | 1キログラムにつき 28円50銭<br>ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するときは、10リットルまでごとに 54円 |
| 3 臨時に排出する占有者又は事業者                       | 1キログラムにつき 28円50銭<br>ただし、粗大ごみについては、1,900円を限度として品目別に規則で定める。   |
| 4 区長の指定する最終処分場に運搬した事業者                  | 1キログラムにつき 9円50銭   |

2 動物死体処理手数料

動物の死体(25キログラム未満) 1頭につき 2,600円

足立区一般廃棄物処理基本計画

発行年月日 平成 18 年 11 月

編集・発行 足立区環境部計画課清掃計画係  
〒120-8510 足立区中央本町 1-17-1  
Tel 03-3880-5813 (直通)